九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

一般組織論

宇賀田, 順三

https://doi.org/10.15017/14412

出版情報:法政研究. 12 (1), pp.1-78, 1942-01. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

般

論

說

織

論

組

띡 乓

國家組織の發展

三

原

則

が

基本的であり、 化等の範圍に亘つてそれぐ~の立場からこれを考へる事が出來る。 我が國の當面の問題は國防國家建設である。 その如何なる領域に於ても缺くべからざる問題は、これを如何に組織するか、 唯~國防國家建設の手段は、軍事、 特に我が國に於て、國防國家建設の爲に最も 經濟、 産業、 如何なる組織を持 法律、

般

組

織

論

宇 賀

田 順

 \equiv

政治、文

つべきか、 所謂 組織問題である。

法

活必需品に對して不安を持たしめてゐる。 活の需要に應ぜざるものとは云ひ難いが、 組織、 の多くの領域に於て『組織なき生活』として直面する所である。 例へば、 叉は、 食糧配給の問題を始め、 生活必需品配給組織の缺如せる事である。 生活必需品配給の問題に就て見ると、我が國に於て痛感するのは、 斯くの如きことは、ひとり食糧品、 然しながら、 配給組織の缺陷は、國民をして必要以上に、食糧品、生 從つて、食糧品、生活必需品の貯藏は、 生活必需品の領域に止らず、社會 必ずしも國民生 食糧配給

來るが、 せんとする處のものが組織である。 味に於ての秩序である。 争の狀態程悲しむべき事はない。 所謂英雄主義的思想であり、 あつての活動である。 の重點を『組織よりも人』に置いて居る。從つて、その人に宜しきを得るならば組織の如何を問はない。 然るに、 然しながら、 假令その人の宜しきを得ざる場合に於ても、その活動を停止せしめず混亂せしめず國民の生活を全う 我が國に於ては、 一面、『組織よりも人』といふ考へ方がある。 この見解を維持する者は、凡そ活動 人なくんば活動は停止されるのみならず却つて混亂する。 かくの如き考へ方を是認するには先づ其の所謂宜しき人を前提としなければならない。人 從つて、 いはゞ英雄を待望するの考へ方である。此の考へ方には一つの眞理を見出す事が出 則ち 組織を確定することは秩序を確立することである。 人類生活に最も望ましい處のものは秩序である。 凡そ人類の生活に於て、 換言すれば、 蓋し、 組織は形式的意 その人の 混亂紛 如何 種

_ින

ては、 の如き組織に於て如何なる組織原理が採用せられ、 由なる活動を拘束するの手段がとられることは元より當然と云はなければならない。 此の故に、 秩序を維持することが基本的問題である。 組織論は如何なる領域に於ても最初にとり上げられるべき問題である。 從つて、この場合に於て、言論、 又如何なる組織體が實現せられ、又如何なる組織體が最も望 出版、 特に、 唯ゝ問題であるのは、 集會等を始め、 國防國家の建設に於 人の自 斯く

カ>

の問題である。

處に良き組織體があるかの問題を考へることゝしたい。從つて、問題の取扱方はひとり行政組織體のみを考へな はないために、 これに次いで、 の見る處を異にするであらうが、 いで、廣く一般の典型的な組織體に就て考へて見たい。一般の典型的組織體と云へば、それら~の立場に於てそ 之等の組織體の問題を取上げ、 軍隊、 此處に於てはそれらの組織體中特に政府組織の基本的部分に觸れるに止めよう。 教會及び産業團體である。 此處に於て特に取上げて見たいものは、組織體としての國家、 所謂 元より, 組織原理を考へ、從來見られた組織體の批判をなして以て、何 之等の組織體はその一つを見ても大きい問題たるを失 則ち政府であり、

_

て居る。 組織とは何であるか。(1) これを例へば、 組織は一つの共同的目的の達成の爲めの人類團結の形態であるとしてゐる。 此の間に對しては從來多くの答へが爲されてゐたが、 其の多くは殆ど等しい觀念を持つ もどよりか

組

たと 場合に、この國家は平和的目的を持つ他の國家と共同的目的を持つものと見る事が出來る。 現する場合には必ずしも相等しき活動力を持たない。 達 乍ら團結したる人類の行動を呼び起こす動機そのものは組織のうちに表現されなければならない。 狀の平和を維持する事を目的となし、 たる組 段を持つものではない。 ζ 的に異る組織體がある。が何れの場合に於てもこの組織體を如何に構築すべきかは最も基本的な問題である。 る時に現實に之等の武器を行使するに於ては或は全く異なつた狀態に於てあるであらう。 すれば平和的目的を達成することが出來るかの手段の問題に至ると、 は動機が異るに從つて複雜多岐であるからである。 成の爲めの手段は必ずしも相等しいものではない。 の如き形態はその目的に從つて異るものである。 る定義は 共同 織そのものが異る處があるからである。 一つの組織は純粹に一つの過程として取扱ふことが出來るであらう。之は二つの關係を意味して居る。 的 人類團 な平和的目的を有するにしても、 結の總ての かりに同一手段を持つものとして、 形態が相等し 一つは更により良き平和を樹立する事を目的とする場合には、其處に根本 b と云ふのではない。 卽 その之が目的及び動機、 ち そこで假りに人類が共同的目的を有するにしても、 人類のあらゆる目的、 例へば、此處に一つの國家が平和的目的を持つて存在する 兩國は共に平和的目的達成の國家であるにしても一つは現 かりにその手段が相等しいものありとしても、 兩國が共に飛行機、 何となれば人類團結の總ての形態はその目的又 この平和的二つの國家は必ずしも同 並びにこの目的及び動機の下に構築され 動機を討究するは容易でない。 潜水艦又は、 斯く 然しながら、 機械 の如きは、 化部隊 その之を實 その之が 兩國が 如何に を備 一の手 しかし

機と云 則 Ę に就いてどある。 か つは 如何 例 ふ點に集注 此の純粋な過程を創造し、且、之を利用する處の・゙々に對してゞあり、 なるも 心理學者とか社會學者は組 のであ 組織論の研究は、 してゐる。 るかに就いては未だに明かにされてゐない。 凡そ總の 此の純粹なる過程としての組織體を研究するものでなけれ る種類の組織體は多く史家によつて研究せられてゐる 織の形態に就いて間接な興味を持ち、 從つて、 此の原則を發見することは極めて必 その直接な興味はむしろ人類 その二つは此 か の純粹な過程 ばならない。 體 組 織 Ø 目的 然る Ø の

動

原

組 織は管理の形 蓋し、 組 織體 式的部面である。 の問題は、 從來之を國家に就いて云へば、 管理の機械である。管理 行政即ち管理組織體を殆ど同様に解釋せられた。 の政策と手段とを實現せしむる處の過程であると 卽

要なこと」云はなけれ

ばならない。

物の單 چر کر 發展或は强力な運動を示 カ> 同 する處の各群の體軀である。 。 の 位. 然しながら、 に闘聯 問題を生する。 組 純な骨組みではなく、 織 は管 してゐる。 組織は、 理 にほど從屬するものである。 元來、 蓋し組 ひとり管理の形式的部面、管理の機械ではなくして、 す處の職能に關聯 組 各種 織 それは活動そのものを決定する處の力たり得るものである。 織と管理 は手續に關聯するに反し、 の機能を持つた處の完全體そのものである。 との關係を考へると、 į 管理 叉その共同的目的 の技術は、 體系は手續の技術として表示され 所謂組 人類關係の點から見れば、 の爲めに作用する處の總ての原 織に於ける體系は それ 共同的目的を達成するために活 は b 組 かなる意義を持つてゐ 從つて、 人々を指導し刺戟する 織された結合體 る。 その 動 組 力である 織體 關 係 の活動 は か> 所 ら云 る Ø 動

組

織

果すに適任でないが故に、 組 所の技巧であつて、 とは勿論 織 へば管理するもの の技 極 術 は同 めて密接 位 的 それ な關係にあることを示してゐる。 ٤ 全體に於ける特別 技術に先行するものである。 は 貧弱な指導者叉は貧弱な管理者となるが、 人類 の深 い且 の責任又は職能に關する技巧 進步した了解の上に基礎づけられねばならないものとして考 健全な組織者は、 其の點から見るならば、 そして表れ 之に反し、 その氣質が指導者又は管理者 組織するも る。 貧弱な組 組 織 す Ø 織者は、 るものと管理 ム技術 彼が具體的に たるの任 は s 論 す るも 理 的に るが、 8 മ

何等かの具體的組織を成すに當つては良き指導者たる事は殆んど想像し難い處である。

な同 仕事に於て專心に活動をするに就いて健全な同位關係を必要とする場合に、 る あ 組 る ministration) 成する爲には、 原則を以つて組織體は組織せられるやの問題である。 3 が 織力であ 位. そ總ての組織に於て最も必要なことは、統合せられた利益に基礎づく處の調 關係が必要であることを、 其處で問題となるのは、 北 Ø 何等 12 先づ第一に職責の統合せられた關係が存在することを必要とする。このことは、すべ 蓋し組 先行するものであることが明か ゕゝ 。 の ŧ 織は Ø 7 みが 一つの 組織を補足し得られるのである。 如何なる原則が組織體のうちに認められるやの問題である。 藝術であり、 示してゐる。 且若干の原則に基礎づけられた技術を持たなけれ である。 そこで、 則ち 管理 よい組織をつくるの仕事は、 「は常に管理すべ 如何なる組織をもつてすれば最も望ましき組織體 此 の何等 ゕ゙ き明 のものは歴史の示す處 先決問題として、 ń, 和的關係である。 な 何等 先づ有效な管理 か> 換言すれば、 Ø ŧ かゝ ば Ø 7 此の 心に依 ならぬ を豫想し る τ 仕 作 あ人 Ĭ n 事 用 如 ŧ ば Ō 的 を達 何 ŏ 所謂 てゐ 健 æ か で な 全

が構築せられるやの問題である。

則ち 的 導精神を持つべきやは組織論として最も重大なる問題たるを失はない。然しながら、 實施する處の國家の狀況に應じて、異る指導精神を生するであらう。 U 隊等の如き場合に於ては、 きかは、それぐ~の組織體に於て獨立に任意に考へられる處である。 なる指導精神を持つかに依つて、営該の組織體の活動が決定されるのである。此の見地から云へば、 り得るは總ての日本人が忠孝一念の大精神に歸一せらるゝが故である。 ţ, あるかに就いては決定的なるものがなければならない。もこより日本教育が如何なるものであるかに就ては、 、論争せられる處であるが、 ば の達成の爲の特定の指導精神が直ちに考へられるであらう。 き指導精神が考へられるであらう。 元來、 教育に關する勅語に於ては、忠孝一念、億兆一心、永遠にその美をなす事に教育の本體ありと宣示し給ふ。 教育組織に於ける指導精神は忠孝一念、億兆一心の他の何物でもない。日本臣民にして永世に億兆一心た 我が國の敎育、 組織論に於て旣に別に述べた樣に、組織を決定するものは當該の組織體に於ける指導精神である。⑵ 卽ち日本敎育が如何なる線に沿ふてあるべきか、卽ち、 それぐ〜の組織體の最も良き發達を期待する爲に、それぐ〜の組織體に於て最も望ま 日本教育の指導精神は、私見によれば之を教育に闘する勅語に求めなければならな 例へば、 教育組織に於て如何なる指導精神を必要とするかに就ては教育目 然しながら、 例へば、之を我が國の教育組織に就いて云 唯ゝ特定の組織體、 日本人は斯くの如き大精神によつてその その場合に於ても斯くの如き敎育を 教育組織に於ける指導精神は何で 如何なる指導精神を持つべ 例へば學校、 如何なる指 教會、 如何 多 軍

般組織

日

しても、 於て具體的に取上げられる敎育精神であ 本的教育が行はれなければならない。 施して悖らぬものであるが、 さりながら、 此處に、 る。 もとより。 日本教育の指導精神がある。 それは我が國の如き國體に從ふ國にをいて始めて主張される この精神は如何なる地域にあつても、 然しながら、このことは我が國に 又如何なる人に對

點に於て、組織體に於ける斯かる原則は客觀的であると云ふことが出來よう。 けれ 織體にも缺くべからざるものであり、又斯かる原則なしにはいかなる組織體も構築し得られざるものである。 Ø なる組織體にも適應し、 適當と云 ら見れば、 織にはその軍隊組織に適切なる指導精神があるであらう。 らるべき組織體を前提として具體的に討究せらるべきものである。 すべき問題であると共に如何なる指導精神をもつて最も適正なる指導精神とすべきかは、 教育組織に適切なる指導精神があるべく、 之は唯ゝ一例に過ぎないが、凡そ一つの組織體が具體的に如何なる指導精神を持つべきかは、 ばならない。 ふ事は出來ない。 極めて主觀的なものと見ることが出來よう。 此點から云へば、 如何なる組織體にも具現する處の客觀的原則の問題である。 般組織論に於て論究しなければならない問題は、 一般組織論として斯くの如き具體的で 教會組織にはその教會組織に適切なる指導精神があるべく、 その組織體のある處にその組織體に適切な指導精神 從つて、 その點から云へば、 此點から云へば、前述の樣に教育組織にはそ 主觀的問題を取上げることは必ずしも 組織體に於ける客觀的原則を明ら 如何 なる組織體にも適切に、 斯か 指導精神はその ,る原則 その指導精神の具現 は 極めて研究を要 如何 組 軍隊組 なる組 織體 如何 þ. 此 かゝ

かにすることは、組織體そのものゝ本質を把握することに於て極めて緊要である。

- (1) of public administration. 1929. Pfiffner J., Public administration. 1935. 本稿に論ずる處は主としてムーテイー ciple of organisation. 1939.; Gulick and Lurwick, Papers on the science of administration 1937.; Willoughby p. 574.) しかし乍らこゝに取上げる組織論は公共秩序に於ける組織問題であり、從つて、それは公的組織を前提とする W. F., Principles of Administration. 1927. 特にその第八十一頁以下、White L. D., Introduction to the study ものである。この立場に於て組織を論じたものは少くない。その主たるものとして、Mooney and Reiley, The prin-元來、組織問題は甞て思想的問題として取上げられ、それらの立場の學者に依つて屢々論議されたのは餘りにも著名な の組織原理に據るものである。 いみりある。(Bieligk F., Die Organisation im Klassenkampf. 1931. Compère-Morel, Grand dictionaire. 1924.
- ② 拙稿「行政組織論」法政研究、第八卷第二號—第二頁以下
- ③ 数學局編「日本諸學振興委員會研究報告第十篇(教育學)

Ξ

組織體に如何なる客觀的原則ありや。

の第一に位すべきものであり、その他の諸原則はすべて此の同位原則のうちに包括せらるべきものである。 る爲めに行爲の結合を計る目的を以て、集群の努力を整備することである。實に、同位は組織原則に於ては、そ 第一原則は、同位原則(the coordinative principle)と云ふことが出來よう。 同位とは、共同目的を達成す 他の

同位原則をして作用せしめ同位をして有效ならしめる處の原則であるに過ぎない。

論

般組織

諸原則は、

即ち、

同位そのも

る。 體のすべての目的を示すものである。 の かくの如き組織力に缺くべ める處の目的又は利益に從つて何等か異るものを持つが、之に反し、 は總ての組織原理を包括するが故に、 外部的目標は繼續的ではないが、 からざるものである。 組織は內部的目標と外部的目標を持つてゐる。外部的目標は集群を共に集 内部的目標は繼續的である。 組織體のすべての目的がその內部構造に關聯する限り、同位原則は組織 此の内部的目標は組織せられた力であり、 内部的目標は常に同位的な意義を持つてゐ 叉

律が認 同 位 められなければならない。 原則を此點に於て解明すれば、 同位原則の中には、第一、 權威、 第二、 相互扶助、 第三、 教義、 第四、 規

それ自身の原則と基礎とを、 の最高權威は常に存在しなければならね。 權威なる觀念は、 (1) 第一 Ø 權 一威の點から見るならば、 もとより、 權威卽ち最高同位的權威のうちに持たなければならない。 専制の觀念と異る。眞のデモクラシーの場合に於ても亦權威はなければならぬ。 同位は組織體のすべてを包括する所の第一の原則であるが故に、 しからずんば、 いかなる同位的努力に對しても指導し得ないであらう。 總ゆる組織形態に於て此 そ れ

權威は、 法第一條に於て示す處の國權は人民より出づるとはこの思想を云ふものである。 に於て異ると云はなければならない。 を通じて存在するものである。 如何なる組織體をとるに於ても、 唯此の意味に於ての權威が何處にありやと云へば、それはその組織體の成立機構 例へば、 總ゆる同位の源として考へられなければならない。それは、 デモクラシーの國に於ては權威は人民と共にあり、 ワイマ 全組織體 ール憲

け を作出する處の同位力たるが故に、 'n 叉區別しなければならないのは權威と指導との關係である。 ならな 指導すべ ば き何物もなかつたならば一人の指導者もあり得ない。 かりでなく、 所謂專制時代に於ては、 指導に先んずるものでなければならない。 指導者は常に此 最高同位的權威は、 勿論指導者はその得たる權威を行 の最高同位的權威をその手中に 之に反し、 論理的に云へばい 指導は常に それ 組 把持して 織)使しな を前 が組

あた。

然し

ながら

そのことは決して權威と指導とが同一

なるものであると云ふことを示すので

は

な

に於て組織體に於ける同位原則に於ては先づ權威の問題が取上げられなければならない。 なる觀念によつて示すことが出來る。 的努力によつて集括されたるものである。之に反して、權威は正義である。 を云ふものであり、 叉他 の點 から云ふならば、 明らかに各人の所有する所である。一つの組織體の力に就て考へて見れば、 權威と力とは相等し 何こなれば、 いものではない。 それは組織體の中に合理的に內在するが故である。 力はその精神的意義に於ては何物か 權威なる觀念は、いは ÌЕ ゞ道德的權 の力は 此の意味 を成す能 同 威 位

互扶助 が 0 Ø 利益社會は b 相 (H) 互關 の觀念は同 カ> 係で ζ Ø 如き相 あ 總の は る。 る組織體の適正なる基礎を成すものである。 相互扶助である。 位原則の中 利益 互扶助 の相 にあつては道德的意義を持つものと云はなければならない。 の負擔は、 互關係は相互 相互扶助なる觀念は所謂利益社會を前提として考へられるものであるが、 組織體に於ては一 の義務を含み、 それ 般的であり、 は 此 相互扶助へ の利益社會の成立の爲の基礎になるも 叉絕對的なも の負擔を命ず のであ 凡そ、 るも Ž, ので 叉斯 國家であれ、 あ のは の 然し 如き 利 宗 相 な 益

組

織

教であれ、 軍隊であれ、 産業であれ、總ての組織體は人類的な最も良き相互扶助の精神を備へなければならない。

組織體の形式的技術の問題は從來注意されてゐなかつたが、

その人性論的問題に就いては充分論議され

法

政

豣

究

第十二卷

てゐた。 あたが**、** それらはすべて同位の形式的及び人性論 この論議に於て、 相互扶助をなすべしといふ負擔の問題は、 的部 面の問題である。 協同、 そこで組織體は 統合、 職能等の用語を以て論ざれ 人 × の所 產 で あ þ

叉組

T

τ

織されたる形態のうちに形式的に存するすべては精神的基礎の上にあることを知らねばならない。 眞 の同 位關 係 は 特定 の目的を達成するための現實的利益社會に基礎を置くものである。 現實的である處の利

幸福 益社會 緊要であるが、 みあるものである。 すべての群の利益の眞の統合を達成するための唯一 の人々が にい は 利益の相互性は、 かな現實として認識せしめることである。 現實的目的は何であるかを了解し、更に組織體に示された各群がこの現實的目的の達成はすべての者の かにして叉何故に必要であるかを了解しなければならないここを意味してゐるのである。 客觀的意義に於てあるのではなくして各人の良心のうちにあり、 勿論、 それは組織體の構成員が互に了解しなければならねと云ふのではなくして、各人並にすべ これ 人類の良心に關する限り、 Ø みに依つては、 眞の同 カ> 利益の一致を形成するものである。 ζ. の明かな手段は、 位的效果を達成せし の如き心理的同 各群のすべての人々をしてこの 位に於ける各分子は全内部的關係の達成に めるに必要なすべてを包括 各人の了解した現實的社會を通じての 從つて、組織體に於ける 實に、 じて 利益社 ゐない。 。 利益即 會を

(1)

第三には教義である。

眞の相互利益、

相互了解、

相互關與の考へ方がある場合でも、

組織體の各人がその

ある。 ベ n 目 に就てみるに、 解されることが重大である。 義は元來の意義に於て、 るには、 てのスポ を吸收し竟に教義に示されたその空氣のうちに生き、 的を深く了解し、 あ 例へばスポーツに於て、 3 の目標は奉仕に依る餘剩取得にある。 目標 教義に接することが緊要である。 ーツに於ける勝利を得るに不可缺である。この場合に於て努力の同位は各プレーヤ に到達するに必要な行動に就て考へてみるに、 この場合には具體的な教義があらはれてくる。それは努力の同位である。この努力の同 目的達成の方法を實際に注意することは必ずしも容易でない。が、これをして容易ならしめ 目標を明確ならしめることである。 即ち行動に於ける教義は組織體の何人もこれを知るば その第一の目標は勝つことであるが、 教義といふ觀念は宗教的であるが、事實はより廣汎な意義を持つ。 所謂チームワークがこれである。この意義に於て同位的努力は具體的 いはど、 教義はその原始的意義に於ては目標と同義語である。 且その行為のすべての導きたらしめるまでになるも 例へば、宗教團體の目標は信仰に基礎づけられ、 教義なる意義は具體的には更に第二の意義に於て理 勝つために必要な手段卽ちその具體 かりでなく、 ーが共同 これを感得しこ 位こそす 0 的行動 目 ので し 的 敎 產 Ø カ>

に依 るが、 (=)つて課され 更に最 第四に は規律である。 も健全な教義を十分に適用するには、 た命令的規律以上に樞要なものがあるが、 何等 カ> の目標を追求するに必要な組織化された能率を確保するには教義を必要とす 組織化された規律を必要とする。 し かし、 命令者が自らに課すべき規律はより以上に樞 組織化され た規律は命令者

般

組

論

1=

めに彼等

の努力を結合することである。

行動に於て教義の内容をなすものである。

ある。 ければならない。 生長し生存する教義を含むものである。 し得ないであらう。 要である。 Ŀ 層に於てかくの如き自律がなかつたならば、 何となれば、 その指導精神は、 そこで、 命令者が自らに課する規律は真に組織化された能率を確保するに最も必要であるからで これらの諸點を通じてみると、 そのこれが達成に必要な目的と手段とに依つて決定され、 即ち ţ٦ かなる組織體もその指導精神のみでは生存し得ない、 命令の下るいづれの場合に於ても組 前述したように、 組織の强化はその指導精神 その手段は組 織化され た能 と云はな 織 率 精神 に依 を期待 Ø

なる組織に於ても明かに認められるものである。 この同位は上層部から全組織體を通じて作用する所の形式的過程であり、 第二原則は、 階梯原則(the scalar principle)である。 同位はその本質に於て最高同位的權威を含んで居る 此の過程は具體的であり、 叉如何

級又は若干の段階があり、 の異れる職 階梯原則 能に依るのではなくして權威並びに之に相當する責任によつてである。 は所謂組 織原則であ それは組織に於いては職責の段階となつてゐるが、 ģ 般 の組織體に著しく見られる處である。 か 凡そ一つの階梯に於ては多くの等 くの如き段階を形成するのはそ 斯くの如き階梯又は連鎖 は ひ

ある。 唯る斯 とり政 例へば、此處に二人の人があれば、自ら上司及び從屬者の關係を生じ、 くの如き政府、軍隊、 軍隊、 教會、 産業團體等にのみ特有なものではなくして多くの團體に於て見られる處のものであるが、 教會、 産業團體等は所謂階梯連鎖がより長いと云ふことに於て他の組織と異るので 此處に階梯原則即ち階級原則を生

る ずるに至る。 斯 この連鎖が同位の一般的過程を形成し、 くの如き階梯原則はそれ自身の原則、 之に依つて最高同位的權威が全組織を通じて有效なるに至 過程並びに效果を持つて居る。 即ち 指導。 授權並びに職

能決定がこれであ

權威 に關 第 することであり、 組 織 に於ける指導にあつては、二つのことが根本的意義を持つて居る。 他 の一つは、 階梯過程の他の二つの授權と職能決定に關するものである。 其の一つは、 最高同位的

ふの組 とは、 出來る。 ばならない。 は階梯過程 に於て屢々見られる處である。又指導は權威が自ら行動に入らんとする場合にとらんとするの形態であ 形態の特色であり、 いであ 識 す る處の指導者を要求 織であることは確かである。 必ずしも同一なものでない。 は權威を代表する。 指導者 斯くの の決定的原則である。 組 Ø 織者 精神的素質の 如き組織體の成長は、 從つて古い専制的國家に於て常に現はれる處であり、 の立場から云 指導は指導を行ふ爲に必要な權威を有しなければならないが、 するが、 問題は、 確に、 即ち 唯 ば U カ> 組織 それ自身同位の精神と等しく肝要なものであり、 組織者は先づ指導者の精神的素質を備へなければならないと云ふことが 有力なる指導の重大であるといふ事は、 從來又現在最高同位的權威はそれ自身の指導を行つた組 し乍ら、 權威と指導とがあたかも同じく見られて居つたのは總べて絕對 の原理が何であるか、又之を適用するには如何にすべきかを十分に 素質の點に於て指導者は組織者の能力以上のものを持たなけれ 叉最近に於ては、 組織體の成長と共に增大するも それは現實的にはこの 然しながら權威と指導 所謂 織 全體主義的 であ ģ 主 それ 國家 養的 叉行

般

組

行動の行はれつゝある部面でもある。

に於ての立憲主義の特色である。 考へを持つに至るが、 立憲主義に於ては、特に必要なことである。立憲主義に於ては良き政府を求め、惡しき政府から逃れようとする 團に對して滿足感を與へなければならない。このことは總ゆる集團に於て必要なことであるが、 力を持つ場合には、指導者は常にその集團に影響力を興へるが、然しその指導をして正當ならしめる爲には、 る の指導者を變更しようとすることに立憲主義の特色がある。 のは指導者に外ならないからである。この故に、 悪い政府卽ち惡い指導者に對しては總ての者が一體となつて之を防禦しようとし、遂にそ 指導者は先づ精神力を持たなければならない。 指導者をして固定せしめないと云ふことがこの意味 特に所謂近代の 指導者が精神 集

る。 (H) 此の言葉の意味に於ては二つのことが含まれる。 第二に、 授權即ち權威を附與すると云ふことは、 より高き權威者によつて特定の權威を附與することであ

の必然的な關係として組織體に現れて來る。それは上司と從屬者との關係の中に內在するものであり、 實に此の授權の原則は形式的組織體に於ける總ての行動の中心を成すものである。授權は具體的な權威又は指導 らない事である。が、 第一は、 權威の附與せられるものは、その任務を遂行するに當つて、 面上級權威者も亦下級者がその任務を爲し得られる樣に責任を持たなければならない。 上級權威者に對し責任を負はなければな 目的 物が

人以上の組織された努力を必要とする時には指導が責任を伴つて存在し、

又完全に組織せられた結合體に於て

何となれば、或仕事に協力せしめ又その仕事を爲すべき人々を同位せしめ

は常に直面してあらはれる。

は更に 全に仕 すべ 從つて、 これ る支配 に眞の指導者を豫想することが出來るのである。 3 らその終局 る責任を負はなければならないかを考へなければならぬ。 は指導者の責任を常に考へなければならない。 く 級の者がそれ 第二の點 τ に依 如 斯 くの の關 事 < 再授權を必要ならし の職能と共に 真の指導者は先づその最初に何が欲せられてゐるかを知らなければならないと共に、 谇 を成し得られ つてなすべき責任を質行しなければならない。 授權 如き 係に は の目的が がて現 知識は、 授權は常に權威を授けることを意味すると共にそれ以外の何物でもない。 の行はれるのは所謂階梯連鎖が廣くなり、 ぐ─の任務を遂行し得る様に指導者が責任を負ふことも十分考へられなければならない。 各· 何であるかを見ることが出來るように、その欲せられてゐる所を明かに知らなければならな はれ × る様にしむけなければならない。 Ø 指導者に基本的なことである。 める。 職 3 か 能 を同 即ち それ 位 せ は組織に於て必ずそうなければならない 指導者は己自らに類似したものに對して更に權威を附與 しめることに依 即ち 組織が益 指導者は何を爲さなければならないかと共に、 つてその任務を果すことが 斯くしてこそ、 指導者は總ゆる智力を集注せしめ集團 郎ち 換言すれば、 組織が擴大せらる」に至つて益、見られる處である。 ~ 成長して直接に指導を可能ならしめる場合に 授權のある處必す責任が 指導者は理解力を持たなければならな 初めて指導者は共同目 のでない。 出來るのであり、 なけれ 權 卽 ち 威を授ける場合には、 叉指導者は始め 的達 の總て ば 權 ならない。 成に於て他 威は人に 更に カ> Ø くて此 人々が は 指導者 如 對 何 斯 叉

般

組

であり、 授權者を任命するかは上司に於て重要な問題である。 指導者にまで繼續し、 對して責任を負ふべく、 出來る。 である。 己自らに類似するものに附與する場合に於て、 組織を通じて見られなければならない。即ち、 更に階梯連鎖の長さが長くなればなるに從つて、 そこで、 更に進んで云へば、 指導者が其の權威を附與するの方法は三つの形態がある。 上司がその從屬者に對して如何なる方法で授權すべきかの問題を生ずるが、 最高の指導者は全組織に對して責任を持たなければならない。こゝに於て、 上司も亦之をしてその任務を遂行し得られる樣責任を負ふべく、此の關係は遂に最高 權威を如何にして附與するかの方法に依つて真の指導者なりや否やを定めることが 授權者を如何に定むべきかの問題を生する。此の際に如 再授權されたものは常にその任務を遂行するに當つて直接上司に 又組織が擴大すれば擴大するに從つて、同じ再授權の原則は全 特に再授權者たる者が高度の授權を必要とする場合は尙更 これは極 上司が權 めて重要 何 なる再 威を 0

から 若し出來得べくんば已自らの固有の責任をも附與しようと欲するものである。斯くの如き指導者はその權威のみ る處の指導者である。 ならすその責任及び義務をも從屬者に與へんとするものであるが故に、勿論眞の意味に於ての指導者ではない。 .ら附與し得ざる處の唯一のもの、 指導者が已自らの權威を極めて簡單に附與する場合である。斯くの如きいはゞ名義上の指導者は 自らの權威を附與するに簡單であり、 從つて、斯くの如き指導者は、自らの仕事の命ずるまゝに、 郎ち 己自ら固有にある權威並びにこれに依つての責任があることを認識 その必要ある場合には何時でもこれを附與するが、然しな 如何なる責任を負はしめるか

て集 忘れない。 を考へて居るが、然しながら、 團 的 力を高めるには組織原理を如何に適用すれば良いかを知るものである。 斯くの如き指導者は本來の組織者であり、 斯くの如き場合にも指導者が固有に持つべき處の責任に就いてはもとよりこれ 生來の組織者である。 組織力ある者は共同目的の達

故に、 12 の仕事の一部分を他に授けることを知らないし、又學び得ないが故に、遂に蓄積せられたる責任の下に滅亡する を附與することは、 仕へて貰ひたいとさへ考へてゐる。從つて、 に必 てもこれ等の責任を完結する爲めに必要なる授權を常に出來るだけ差し控へ、 如何ともし得ざるものでもある。 至ると云ふ悲劇が屢ゝみられるのである。 c, 要なる力を何 組織者としては全然不充分である。 第三は、 他の二つとは著しく異るば 人にも附與しないも この世の中で最も難しいことである。 此 の種 のである。 の形態は自ら 叉或場合に於ては自らの責任を他に分たなければならないことがあ かりでなく組織の成長の爲めには最も大なる障害ともなるが、 斯くの如き極端な者にとつては、 卽ち Ō この種 力 そこで個人的に爲し得られるいかなる仕事に於てもそ の範圍內にある如何なる仕事を達成するに於てもこれ の人は他人の能力を利 出來るならば、 如何なる者に對しても具體 用するの力に缺けてゐ 自動人形 時には 菂 依 權威 るが つて

て ては或は下に或は 授權 の三つが授權 は一 般的 15 上に或は外に或は直接又は間接に行ふのを見ることが出來よう。 の形態である。 つの原則を持つて示されてゐる。 これを要するに授權の發展過程を見るに、 此 の原則を考へることがなかつたならば、 所謂指導者が權威を授けるに當つ 卽 45 授權 の總ての形態に於 如何 なる組 織

般

組

繈

論

以

法 能 を決定することが出來な

もそ

മ

職

な組 梯過程 から 的 授ける時にその從屬者 あ あ のでは である。 3 擴大され る 形態である。 (N) 織に於て指導者と從屬者との關係を見れ 此 實に職能決定を職能との區別を明かにするには、 な の終局目的である。 第三に、 然らすんば過程と效果との結合が不可能であるからである。 それは階梯 0 種 る時に此處に再授權が現 卽 の關係は總ゆる組織に於て考へられ 從つて、 階梯原則の有效なる一つの原理は職能決定である。 ち職能決定は總ゆる職能を示す處の組織に於ける形態であるが故に、 の一形態であり、 の職能を決定しなければならない。 この階梯的過程に於ては職能的效果を發生せしめる處の若干の終局的形態が そこで此の意味に於ての階梯原則は同位の過程的形態であり、 れて來る。 之を通じて指導者が自らの從屬者に對して自ら特別 ば先づ其處に職能を決定することが第一 斯 3 ζ Ö 例へ 如きことは過程 この點を知ることが必要である。 ば唯二人の連鎖に於てのみある小さ 此 の職能の決定は全階梯的過程 職能決定の原則は所謂職能主義と同一なるも の發展であるが、 即ち上司が從屬者に對して何等 で 總ゆる職能に先行するもの あ し 即ち かゝ 3 .の終了であり又目 職能原則は同位 の仕事を與へるも も常に 組 い然し 織が 職能決定は全階 同 成長し ながら完全 か> なけれ Ø の職責を 過 മ 連鎖 效果 程 的 ば ので C で な

組織に透徹するものである。 斯 くの如くして見れば、 階梯原則は組織體に固有の過程であり、 從つて、 此の原則は指導を通じて作用し、 これを通じて權威即ち第一義的同位原 次に階梯連鎖に於て從屬者に對し權 /則が全 威を

あ

b

職能

の決定は常にその目的であると云はなければならない。

授けるといふ働きをなすものである。 何れも此の過程に於て終局の目的となるものは職能の決定であり、 職能の

決定は總ての職能に先行するものである。

(三) には最高權威者に對する何等かの活動を示してゐる。 ものを見ることが出來る。 意味して居る。 て砲兵士官と歩兵士官との差異は職能的であるが、この場合に於てはこれ等の職責の中に明かに區別 て軍隊組織に就いて云へば、陸軍大將と陸軍大佐との差異は階級の差であり、 一職能的差異を明かにしなければならない。 第三原則 は 從つて、 職 能原 則₍₃₎ 此の點に於て職能原則は先に述べた第二の階梯原則と明かに異るものがある。 元來、 (the functional principle) 職能なる用語は履行又は執行の行爲を意味して居るが、 從つて、 である。 組織に於ける職能を見る場合には職責の相異る處 職能の用語の中には各異つた職責のあることを 從つてそれは階梯的であるに對し それは組織に せらるべ 現れる ž

じょうなことが考へ得られるや否や、 各人 即ち總ての職能を含む處の一般的職能原則がありや否や、若しありとすれば、 の組織體に於てこれを見ることが出來るが、 と云ふことである。從つて、こゝに職能原則を明かにすることは必要なこ 問題であるのは、 これ等の異る職能が共通性を有す 階梯原則 に於けると同

0

職

能

は與へられ

た目的を達成するに必要な手續きに從つて極めて多岐多種である。

職能が極めて多岐多種であ

(1) 第一 に 職能主義に關する原則に就いて見れば、總ての組織體に於ては、 或はその目的を定める職能、 或

とである。

般

組

織 論

びに 最高 常にそれ自身の指導を行ふことに依つて、 府 はその 能は所謂 に就いて云へば、 階梯原則を想定するものであるが、 の立法者、)目的 **宗决定的、** を達成せんとする職能、 執行者並びに裁判官の三重の假裝をして現れるのが常であ 適用的, 立法、 執行、 判定的 裁判の職能である。 職能であり、 或は旣に定められた手續に從つてこれを判定するの職能がある。 然しこの關連は、 不明瞭になつて居る。 何れも或は原則、 これ等の原始的な一般の職能は何れも組織體 所謂 専制主義的國家の形態に於ては最高同位 過程、 此の故に、 效果に關聯するものであり、 b これらの原始的な一般 叉 職責の附與の點に就ては の同 Ø i n 職能は各 國家又は政 的 位 權 原 の職 職能 則並 威が ×

ながら、 立憲主義的國家に於てはこれ等の三つの職能は分離して存在する。 これを米國の憲法組織に就 Ç

的

圆

別をつくつてゐないも

のであ

議 z n 裁判所の如き組織を採つてゐる。 織體に於ては立法及び執行と同じく階梯組織を取り、高等法院、 判官を選擧せざる場合に於ても裁判官は所謂間接的授權として其の任命を受けなければならない。 て見るも人民は立法者を選擧 それが常に集團的性質を有するが故に他の場合よりも一層單一的に結合してあらはれてゐる。 する力の缺けて居ることは裁判職能に於ての特色である。 は裁判職能から當然認められる處である。 Ų 然しながら、 又最高の執行者を選擧し、 叉 此の場合に於ても裁判職能に於ては裁判權 裁判權に於てはそれ自身所謂發議權を認めてゐ 立法及び執行職能に於ては最高權威者と雖 又或州に於ては裁判官をも選擧する。 普通法院又は大審院、 控訴院、 の再委任を認めない。 裁判職的 地 ない。 立法的 人民が 方裁判所、 能はその も發議を .直接裁 此 職 の發 能 區 組 は

するが、それは立法者及び執行者は謂はゞ最初の一言を發するに反し、裁判官にあつては最高權威者は唯最終の 一言を云ふに止るのである。此の故に裁判所に於ての手續は立法府及び執行府に於ての手續と異り、下部へ向か

つて進むのではなくして上部に向かつて進むのである。

難 つの 結んで存してゐると云へるであらう。要するに三つの職能を完全に分離すると云ふことは組織的效果を理想的な 就いて見るも立法府のうちに裁判行爲あり、 とする仕事は何であるかを決定すること、 ないのであつて、 らしめるものでない。 Ø の三つの職能はすべて同一の仕事に就いても亦現れなければならないのである。 い所である。 職能が全然分離してあると云ふことは近代國家の政府に於ては多く見られる處ではない。之をアメリカ憲法に こゝに、三つの職能に就いて考へて見るに、此の三つの職能の一般性は他の場合に於ても亦現れなけれ 同 少くとも此の職能が分離してゐることは相對的であり、從つて之を國家に就いて見るも此 これ等の職能の一つをも含まない處の仕事を豫想することは出來ないのである。 の仕事の中に現れる場合に、 卽ち、 三職能は統合せられたる關係に於てあらしめなければならない。 何事かを爲すこと、 上院に執行官任命行爲あり、執行府のうちに立法行爲あり、 全組織體を通じこれが分離してあることを發見することは 既に爲しつゝある事に就いて問題を判定すること 斯くの如くして見れば、 卽 ţ 、豫想し 相互に 此 爲さん なら の 三

(**p**) めることである。 職能の相關である。 あらゆる職能が真に相關せしめるにはその基礎を組織原則に置かなければならない。 旣に述べた様に、 總ての組織者の窮極目的は總ゆる職能を統合的に 從つて 相關

般

組

織

體に普遍的なものであることをも知らなければならない。即ち、

組

- 織者は總ての職能の中に此の三つの職能の區別あることを知らなければならないと共に、 此の職能原則が組織

組織者は、三つの階梯形態が過程的同位原則を

に爲さなければならない。 確立する時に、 らの職能原則があらゆる仕事にあらはれる時にはこれを識別し、これをしてその相關の基礎たらしめるよう 三つの普遍的職能形態は總ての效果的同位原則の基礎でなければならないことを知ると共に、 且

ある。 特にこの科學的職能は著しく軍隊組織に就てこれを見ることが出來よう。 複雑化を見ることが出來る。 あらはれてゐるが、 .往昔は、 組織體に於ける職能の問題は極めて古い、 か> 1る知識も乏しく職能の差異も少く又單純であつたが、 現 在 の産業組織體の複雑な職能は極めて最近の發展である。 これはひとり組織體の成長に止らず、 叉廣い問題を持つて居る。 人間 の知識、 そこでは、 工藝界の進步は他の補足的職能を生じ 職能原則はあらゆる組織體 特に科學の進步に負 然し古い組織體に於ても職責の 相異る武器の使用に依つて ふ所が大で

か。 **德性を確保することに於て、** 各人が、 此 の場合に於ては、各人は勿論その職責の解釋を自らしなければならないが、此の職責を明かにすることが 他人の職責に對し誤つて定められた職責を持つてその地位にある場合には、どんな事が 職責を明記することである。 人間 のすべての經驗のうちに親しい多くの例に依つて示されてゐる。 すべて各個の職責を明かにすることの重要であることは、 おこるであらう 蓋し組 組織の道 総體

職能

の現實的差異をみるに至つたのである。

なけ 位は 指導者はその指導をして無秩序的ならしめ、 いで當面のことのみを考へる時には一層激しい結果を招くに至る。從つて、若し職責を明かにすることを怠つた 出來なければ遂に相互の摩擦を生じ同位をして不可能ならしめる。 'n 職責を明かに區劃することに依つてのみ效果的であり、 ば ならない。 それなくしては、 頂點に於てすら摩擦があるであらう。 竟にその目的を到達し得ないであらう。 かくしてこそ始めて同位はその頂點に於て始 斯くの如き狀態は遂に指導者が將來を考へな か> ムる狀態では命令者の下に調 形式的意義に於ての眞 められ 和を 人の同

求

めることは

無

益

である。

爲さし 如き態度を取るならば此處に精神 的關與者から能動 するすべての關聯を見る時に、 められた者は唯工此の職責を受動的に果たすが、然しながら、 的な又有效な調和たらしめんとする爲にはもとより多くのことが必要とされる。 するに必要である。 寧ろ是認されるものがある。 之に反して、 めるの は 組 總ゆる職能に就いて職責を明かに定むる處の指導者は形式主義化する恐れはあるが、 的闘與者に變化せしめる所の精神的進展を生ぜしめるのであ 織者の任務でなければならない。 調和は受動的であるが、摩擦のない場合にあらはれるものであり、 蓋し、一つの仕事に於ける職責を明瞭ならしむることは特に眞に集團的 彼をして個人的にその目的物に關聯せしめ、 の結合あり、 有效なる共同的努力の現はれ 組織者の仕事は職責を相關せしめる事でなければならない。 右の者が他の職能との闘聯並びに全體の目的に對 又遂に彼をして共同目的に於て受動 がある。 3 始め、或る若干の職責を負は 卽 思るい ち この受動的な調 組 織體 職 能の の全員が斯くの 形式 その結果は 調 的 和 間相關を を作出 を能動

般

組

織

同的效果の眞の力が發展するであらう。 に對してのみでなく、 る。 し得るものではない。之に依つて云へば、指導は垂直的接觸を補ふために水平的接觸を作出しなければならない つてのみでは、 の二つの形態は階梯原則と職能原則に關聯する。 水平的相關を實施せしめ得ない。 しめなければならない。 更に進んで、 かくの如きことの理解は、 共同目的を眞に又一般的に了解するのでなければ、 元來、 指導は先にも述べた様に組織體に於ける階梯原則を表示する。 精神を相關せしめることは指導者の責任である。指導者は各人が其の職責を果す様にこれを相關せ 共同目的並に各人のこの共同目的に對する關係及び各他の個人に對する關係の一般的理解を準備 自らに對しても亦行はれなければならないことである。 此の事質は、 組織を通じて正しく普及されるであらう。 蓋し相關々係から云へば所謂水平的相關と垂直的相關 組織の形式的原則を理解せしめることが如何に重要であるかを示すのであ これ等の相關 眞の有效なる組織體の最終のテストである眞の能動的な 々係を完全に達成せしめるのは指導者の これは階梯的權威に依つてその從屬者 此の階梯關係は下命者との接觸に依 かくして精神の社會が成就し、 の原則とがある。 任 これ 蓩 であ 協

味するに至つてゐる。 組 織に於てそれら一の職責が考へられ、 此の参畫の任務は三つの部面を持つて居る。 それく一の参畫が豫定せられる時、 第一は報告的、 この参畫職能は助言即ち協議を意 第二は助言的、 第三は監督的

を發して斯 織に亘つて活動するに至るのである。 報告は權威者がその決意を爲さんとする時に知らんとする處の總ての事柄に關聯し、 それは組織せられた力の水平的同位に於ける終局的必要を充たすものであ た現實的協議に關聯し、 くの如き必要な報告を蒐集せしめなければならない。 監督は執行の總ての部分に關聯する。 權威者が自ら決意を爲すに當つて、 此の場合、 此の監督を通じて、 總ゆる報告を必要とする場合には命令 参畫の任務は知識を提供することで 助言は斯くの如き報告に 報告並びに助言 は全組

基

あ

るなら、 て下命者がその決意を爲さんとするに必要な報告は、 は命令を出すに當つて自分自らも亦協議體の中にあらざるかと云ふことが問題である。 けを以つてしては十分な解釋と云ふことは出來ない。 らのみ云へば、 き職能を果たすものは組織せられた参畫者以外の何者でもない。 そこで問題となるのは、 参畫と命令との他の關係を知ることが出來よう。 参畫の職能は單に協議することであり、 命令と参畫との職能の間に、 個人的協議者の場合以上に必要なものであるが、 何が故に命令者は參畫者を必要とするか、 命令の職能は下命することであるに止るが、然しこれだ 如何なる區別を見出すかと云ふことである。 こゝに於て、 此の點に就いて、 参畫の職能は、 参畫の任務に就いて考へて見 蓋し總ゆる大組 何等命令權を有するも 何が故に命令者 唯 上紅組織 かくの 織體に於

念を生み出だす力を持 命令者は 人の 權威、 参畫者は理念の權威を代表する。 つことである。 更に全組織に對してこれ等の理念を行はしめる力を持つことである。 卽ち参畫者の眞の價値は命令者に對して價値 ある處 参畫 の理

論

でないが、

實際的には下命の權威に劣らぬ

所の權威を行使することが知られるのである。

導に於ける一步前進はその有する命令權に內在する何ものかにも依るがそれと同じく實行の價値ある良き理念を 者は健全な實行の價値ある理念に內在したこの力を通じて屢々命令者をして一步前進せしめることが出來る。指

生み出だす指導者の能力に依るものである。

れば、 あり、 である。 得ないことを示すのである。 このことは、 い組織體の 畫の 職能との區 それはその附着の事實を示すものであり、 命 令的權威の 用語は屢々みられるが、 ļ しっ かなる職責も、 別を明かならしめてゐるが、 かなる參 連鎖以外の何ものでもない。 一畫職能もその依存した若干の關係に於ては命令系統に附着し、 参畫 それ 特に軍隊用語のうちに命令と参謀としてみられる處である。この用語は命令と 一的組織に於て、 は唯ゝ主要の命令線に沿うた測線に附着する所の補助 軍隊組織に於て命令として知られてゐるものは階梯連鎖と同義語で 從つて、 命令系統にあらはれ しかし、 その附着してゐる段階を明かにすることは絕對 階梯連鎖に於て現實的な一連鎖として認め得られな た同じ階梯的段階の相對 それ以外に於ては 職能であるに過ぎない。 的部 分が あ 心に必要 存在 りとす

參畫に就ては次の諸點が問題たり得るであらう。

的であり助言的であるが故に、 り報告をなし助言をなすことである。 (1) 第一に、 補助 的職務である。 その意味に於て監督的である。從つて、この場合に於て、 参畫 唯、計畫の執行に於ては、 一は純粹に補助的職務であり、 参畫職務は既に計畫されたプランに關して報告 その職能は計畫を立てこれを執行するに當 参畫職能は、 その職能

あ ある。 ては命令權を有しなければならない。 存在するものでないが故に、 に 局長官は首腦指導者に對しては助言的であるが、彼自身の特殊職能を果たすに就いては、命令權を有するもの 畫との混同を避けるために、 に固有に附着した命令權を有してゐないが、命令者の名に於て常に行動するに至るのである。そこで、命令と參 らない。 (**口**) みると、 て取扱はれてゐるもの」、 參 第二、 例へば、 かくの如く首脳部が部局的に職能化してゐることは組織に於て一般にみられる處であり、 旣に述べ は それは、 形式的組織の一つであり、 参畫の發展である。 ある部局の長官は組織に奉仕する點に於ては全體として參畫的であるが、 たように、 元來、 ある報告的、 補助的命令職能を有するものと云へよう。 各個の參畫が命令職能と完全に分離してあると考へることは豫想し得られ プランを計畫し決定し實行すると云ふ三つの職能はい 兩者の差異をみるに、 参畫の職能はその組織の異るに從つて多種であるために、 そこで、 協議的職能たることに於て階梯的命令權と異る點にあると云は 助言的職務から生じたものであることが知られるのである。 部局は組織的に云へば命令的職責と参畫的職責とを併せ有 兩者の差異は、 命令者が行ひ参畫者が考へる點にあるの U かし、 かくの如き職責の起原を歴史的 かなる組織に於ても分離して その部 參畫職能 それ 局 の範圍内に於 は参畫部 なけれ の發展は注 でなな ば 部

ی ح

な

目され 亦 が 同様であ あら るべ n Ź. きである。 3 が、 技術的 それ 既に述べ な参畫職能は元來軍隊組織に於てみられたが、 は嚴格に技術的にみれば人類の知識 たように、 職能に於ては常に三つの原始的形態即ち決定的、 の進步と共に發展するものである。 異つた命令職能の存する場合にはそれに 適用 参畫 的 一職能 判定的 に就ても 形態 應

組

参畫職 あつた。 15 る集團性が要求されてゐたためである。 じ た参畫職能があつたわけである。 技術的協議を必要としなかつたのである。 務は集團的協議の形態であつた。 この 廣い智慧の助けを借りて、 参畫職能はいかなる組織に於ても古今を通じあらはれてゐたが、 指導者は自らの周圍にある集團的協議に依存してゐたのである。 参畫職能が最初、 しかし、 唯ゝその必要としたのは人類のよい經驗から來た廣い智慧のみで 原始的指導者は、 集團的性格を持つてゐたことは當時 未だ技術的知識が殆ど又は全くなかつたため か」る参畫に於け この場合の

的助言 戦術及び武器の發展を共に、 ち 能は個人的なものであつたが、 そのもの」會合は唯形式的、 别 尙 古代口 個 原 命 叉 令的權 往古の戦争 始 0 的 參 内容を有するに至つた。 的協議體であ 1 性 畫職能はその時代と條件とに依りその形態を伸縮し變更せしめるとい 7 格 Ø 威を有し竟に最高の權威者たるに至つた。 元老院の Ø は 儘に存續 b 司令官の直接に目の屆く範圍に於て行はれたために、 如きは、 するものが 現 在でも尙理論的にはその 参畫部の人員及びその重大性も増加し、 儀式的なものたるに止るに至つた。又、軍隊組織に就てこれをみれば、 即ち 次第に局部的、 始め單純な助言的職能を持つに止り何等立法的權威を持つてゐな ある。 樞密院に於ける比較的近代の委員會は所謂内閣として知られ、 例へ 同位的に發展した。これは戰争の持つ特性から來たのである。 ば 儘に存置されてゐるが、 英國の これに反し、 樞密院の 参畫職能はその参畫職責の變遷にも拘らず、 如きこれ 参畫部の同位的關係は命令的意義を有する 参畫部も亦比較的に少數で足りたが、 し であつて、 かし、 ふ不斷の働 英國樞密院 それ きがあつた。 は 元來 の特殊 カ> 主 つたが、 始 别 權 的發 め参畫職 ĬΞ 者 例 樞 0 次第 密院 一展は 集 ば 卽 專

竟に近代の参謀本部を生ずるに至つた。 それは真に助言的會議體であり、 部局的であるが、

すべてのプランに助言し、 その執行を監督し、 全行動を決定するの職能を持つてゐる。

n みせてゐるものこれである。 原理として存在 は これらの參畫職能の變遷をみるに、この變遷を通じ二つの原動力をみることが出來る。 近代産業組織に於て旣にあらはれてゐる。 何等かの形態で作用してゐるもの、 この命令と参畫との變遷關係に於て何等か明 卽 ţ それは中央集權か又は地方分權 他の一つは、 命令と参畫との間に於て常に不斷の かな循瓊關係ありや否やと かの孰 その一つは、 n かに向 かふさいふ 常に参畫 ふに Z

傾

向

.を持つた授權原則の適用のうちに示されてゐる。

があることが考へられる。 的能 る 各々の参畫職能に關する特別の地位にあり、 職責を價値づけるには、 行動に於て强力である許りでなく、 力が 指導者は参畫 責は完全な参畫職能に於て他と同位しなければならない。 あ つても参畫員に代 命令と参畫との關係である。 上支持の技術を、 参畫部に依る協議を充分に評價するに足る指導者の存在を前提とする。 指導者は命令を發する首長であり、 るべ きものでない。 行動に先行する企劃に於ても亦强力でなければならない。 又参畫部の各員は命令の技術を各々知らねばならないが、 他の参畫員のそれと相互に關係を保たなければならないが、 命令と参畫との心理的關係をみるに、 指導者は事を決し事を始めるの責任を取ると共に、 あらゆる組織に於て眞の鬪爭力を示すものであ これに反し、 命令的指導者は終局 そこには指導心理の廣い部分 指導者 この點に於て參 各個の参畫員は 0) 同 は假令参畫 位者であ 各參畫 畫

般

組

て依賴せしめるに足る態度、性格及び知識を持たなければならない。

法

政

研

究

第十二卷

第一號

は避くべからざることである。この點に於て、 組織された參畫部がすべての意見と資料とを提供し、以て指導者をしてこれを容易に決せしめるようにすること した所のすべての組織體は、考ふるべき多くのこと、なすべき多くのことを持ち、 へしめるには殆ど困難な狀況に於てある。假りに指導者が單獨にこれらの決定をなさなければならないにしても てのプランを立案し實行するためのより多い目、 指導者が何故に參畫を必要とするかは殆ど云ふを要しない。卽ち、近代生活は極めて複雜であり、これを反映 参畫部は執行部の擴大であり、 耳 手でもあるのである。 それは指導者を助けて指導者のす 指導者をしてこれに決定を與

から .出來よう。 指導者と参畫部との關係を見ると、 既に第二の階梯原則でみたような指導者の三つの形態をみること

導者たるに止るに至つた如くこれである。 謂屬僚政治を招いた如くこれである。或は又参畫部の一員が次第に指導權を收め前任の指導者は唯ゝ名義上の指 である。例へば西歐の君主國家に於てはかゝる傾向が特にみられ、参畫部が次第に部內の命令權を收め、竟に所 る傾向のあるものである。かくの如き指導者は過去に於ても亦特に國家、政府の組織體のうちに屢々みられた處 その第一は、参畫部に餘りに多く依存する指導者であつて、自らの考へを考へるに際しても亦他に依頼す

第二は、近代の組織體に於て屢々みられる處であつて、自己の力を信じ參畫部の協議に耳を貸さない指導

者である。 Ø 如き指導者たり得るのである。 この種類の指導者は非常な天才を示さなければならないのであつて、ナポレオンの如き者のみがかく しかし、 かくの如き指導者が長期に亘つて存在すると、 組織された能率は破壊

せ られ、 參 畫 一職能は萎縮するに至るであらう。

ζ Ò 如き指導者に就ては、 第三は、 第一と第二との中庸を行く指導者であつて、 玆に述べるに及ばない。 命令と参畫との均衡をとるものである。 從つて、

カ>

究局 し ある。 は元よりそれ自身一つの組織を持たなければならない。軍隊組織に於てはかくの如き知識滲透のための同位組 亦すべてのプラ る。 あ 亂がある 過程に就 た所の ā, 的目的である。 同 参畫に於ける同位の必要であることは既に述べた處であるが、

参畫に於て同位なくしては、 位 軍 第四に、 |除組織に於てはこの關係が所謂參謀本部の形態であらはれてゐるが、そこでは同位が充分に行はれてゐ ていづれ 水平的同位がなければならない。 は健全な参畫の進行上必要な方法であるが、 のみである。 ンを實行するに於て必要なことである。 参畫職責である。有效な参畫職責に於ては二つのことがなければならない。 も感激と教訓とを感ずる者である。 参畫職責は首腦指導者のためにのみ存するのではなく、
 命令者が参畫から求めるものは指導者の決定をして健全ならしめる處の完全な相關關係 このことを充分に知つてゐる指導者の下に働く者は、 同時に又、 つの組織のいづれの部分に於ても眞に知識が滲透するに 完全な統一 知識を滲透せしめることはすべての参 的組織を確保するためには、 **階梯連鎖に於ける從屬者にとつても** 同位と滲透とこれで その 真に知 唯 目的 協議 識 畫 並びに の滲透 行動 の混 織 Ø で

般

組

織

がとられ、完全な参謀部が各分團の下部に配屬され、各個の参謀職能がより小さい命令單位に配屬されてゐる。 法 政 研 三四

導者、 を通じてのみ眞の見識ある指導者が考へ得られ又實在し得られるからである。 ばならない。 從屬者も亦指導者がその執行に際し知らなければならぬ事を告げなければならない。 含むからである。 監督は寧ろ點檢と云つた方が適當である。 執行の範圍に於ける知識に依る率仕は、參畫の監督的部面としてあらはれてゐるが、かくの如き場合に於ての 從屬者及び同僚の間に行はれい かなる組織も真に精神が合一するには下部から上部に向かつて知識の滲透が行はれるよう進展しなけれ 組織に於けるすべての者が 又知識に依る奉仕に就ての他の部面をみるに、指導者も亦その從屬者に必要な問題を告げるが 知識は單に上部から下部に向かつて許りでなく、 「聽いて貰へる」權利を持つことが必要である。 何となれば、 點檢の用語のうちには或は活動し或は監督するの職能を かくの如く知識 上下の差なく滲透する。 何となれば、この權利 の相依は指

以上の關係に於て次の組織原理に關する論理的構格を求め得られるであらう。⑸

麥	3. 職	2. 階	1.	
畫	能	梯	位	
職	原	原	原	
能	則	則	則	ľ
報	決定	指	權	1.
	的職		威	Ì.
告	能		又	原
, н	3		は	
	立法		同	則
的	的	導	位	P.1
助	適	授	過	
	用的		程	2.
	職		在	過
言	能		的	
	執行		闻	£n
的	的	權	位	程
監	判定	職		3.
	产的職	能	果	效
督	能	96	的	
: !	(裁判	決	同	
的	別的)	定	位	果

- (2)(1) 階梯原則 (Mooney, op. cit, p. 14) に就ては殆ど他にその用語を見出し得ないが、從來教階制 (the hierorchical local authority, 1936., Pfiffner, op. cit., pp. 102-119., White, op. cit., pp 69-73., Gulick and Urwick. op. cit. p. 6) 特別市制問題)、同位問題は極めて重視されるべきものを持つてゐる。 (Harry, Co-ordination and planning in the 同位原則(Mooney, op. cit., p 5)に就ては旣に調整問題に關聯してこれを論じた處であるが(拙著、 自治制度改革と
- system)として論ぜられてゐた。それだけに、宗教團體に於て最も注目された組織原則である。階梯又は階級(scale) されるべく、その表現も亦巧みなものと云ひ得よう。 考察した時に直ちに看取し得られるのである。この點に於て、階梯原則は立體的意義に於ての組織體の原則として採用 はムーニイの説く所に依れば一聯の段階を意味してゐる。一聯の段階が組織體に附着結合することは、 組織を立體的に
- (3) loughby, op. cit., p. 140) 組織論の見地に於ては最も重要な原則の一つである(蠟山政道氏「現代國家の職能問題」 職能原則(Mooney, op. cit., p. 25)は、旣に最も多く論ぜられてゐる所であつて(Pfiffner, op. cit., p.
- を養 (xuese) の問題はむこに、『コーニン豆食に含ごらい小野塚教授記念論文集「政治學研究」第一卷所載)。
- (4) 就いて問題とされてゐる (Mooney, op. cit., p. 33, White, op. cit. p. 110; Willoughly, op. cit., p. 143.) 參畫(staff)の問題は旣に古くプロイセン軍隊に於て始め取上げられ(Pfiffner, op. cit., **p**. 53) 爾今、 各組織體に
- Mooney, op. cit., p. 46; Gulick and Urwick, op. cit., p. 123.

(5)

四

通じて、團體組織の共通的な模型を見ることが出來よう。⑴ 組 織の一般形態は前にも述べた様に、國家、政府、軍隊、 教會、並びに産業團體等に於て現はれる。これ等を

前述した様に、 凡そ組織の基本的な問題はその指導精神である。 その指導精神の如何に依つて組織の運營を發

般組織論

展は決定せられるが、 唯ゝ問題であるのは如何なる指導精神を持つかと云ふことである。 此の場合に於て、

精神が ならば組織は著しく整備擴充される。 純一性を持つに比例して組 織の統一化が爲される。 指導精神の純一、直截であることは、此の指導精神が組織を構成する人々 即ち 指導精神が單一であり明瞭であり直截的 指導精神が人々から游離し、 抽象的觀念に陷 である

に依つて最もよく理解せられ最もよく實踐されることを意味する。 つたならば組織の擴充と發展とは求め難い。 此の點に於て指導精神は純一性であると共に具體性を持 これを我が國の指導精神に就 いて見るも それは 我が

國の指導 般的に承認せられることに於て普遍性を持たなければならない。 導精神 は極めて 純一的であり具體的であり又何人によつても實踐し得られる處の普遍性をも持つてゐる。

從つて ながら總ての IIt. の點 から 國家組 云へ ば 織又は政府組織が斯くの 我が國の國家組 織は旣に述べた如き組織原則を十分に持つものと 如くよき組織體を示してゐるか否かと云へば、 云ふことが出來よう。 むしろ、 消極

結論を生ずるであらう。 凡そ我が國を除く他の國家に於ては其の目的に於ても亦活動に於ても極めて多種なもの

である。 或場合に於ては、國家の存立的目的さへも疑はれるが如きものすらある。 例へば、 ヴェ ルサイ ユ條約締

結による歐洲諸小國の成立の如きは、假令民族自決主義を標榜するとは云へ、所謂民族自決主義を克明に討究す

るならば、 極めて不合理な又不正義なものが考へられるであらう。 此の點から見るならば、 第二次歐洲戰爭によ

るヴ ェ N ታ 1 ュ 體制 的諸 小國家の消滅はむしろ必然的と云へよう。 其處には餘りに不明瞭な指導精神があつたか

らである。 不明瞭な指導精神の下に於ては健全なる國家組織を豫想することは出來ない。

と が 膫 教以外の何ものをも考へることなく、 的 織に於てはその組織は唯ゝ宗敎的目的追求の爲めに構築されるものであり、 なる存在であり、 ||戰爭的目的追求の爲めに構築されるからである。 此 "出來 織體を示す所以は、 の點から云へば、 軍隊に於ても亦同様である。 然かもそれは、 西歐諸國に於て最もよき組織體を示すものは軍隊と教會とであらう。 その目的が上記の意味に於て云へば、 純一的であり、 從つて教會組織は此の目的を達成する爲めの最もよき組 其等は何れ 具體的であり普遍的でもある。 教會に於ける宗教、 も組 織體に於けるそれ 極めて簡單明瞭であるからである。 軍隊に於ける戰爭は各々に於て極めて明 軍隊組織に於てはその組 の指導精神が確立してゐるから 教會組織の中にあるも 軍隊と教會が最もよ 織體を構築するこ 卽 総織は唯 ţ 教會組 ŏ は宗 軍 事

又政 國家組織又は政府組織を見なければならないのである。然るに、其處に於ては實に多くの異つた國家組 教會に於ては宗教、 府 釋せられ 組 然るに、 府 織 組織がある。 の研究をするのでなければ、 7= 組 からである。 織體 の研究に於て先づ最初に國家組織即 軍隊に於ては戰爭の如き、 從つて、先づ國家又は政府の目的は何處にあるかを見ることが必要である。 卽 ţ 假令國家組織又は政府組織は、 本來の意味に於ての組織論を明かにする事が出來ないのであ 明かな目的を持ち、 ţ 政府組織を取るのは、 組織體として最も純粹な形態たり得なくとも、 之に適應する組織體を有するにしても、 從來組織と政 府 ź どが同 此 織があり の故に、 義語に解 政

である。

ż

¢

國家又は 政 府 の目的が複雑であることは、 國家又は政府の形態が各~異ることに依つて知られるが、

般

組

緞

5 國家又は政府の目的は稍~すべての學說に共通的であり、又實際に於ても亦一般的であるものを持つ筈であ からざれば、 ある種類の國家又は政府の現象は到底說明し得られないからである。

る。

行は めに る の 於て、 提とするからである。この點に於て、すべて國家又は政府の目的は均しく防衞にあると云ふことが出來よう。(2) 用したに外ならない。 る國 國家がこれであるが、 例へば、アリストテレスに依つて國家の分類をみるに、そこには三つの形態がある。 あ かに殘忍な形態をこるにしても國家又は政府は決して防衞を中止するものでないここは旣に知られる處である。 般 ż さて國家又は政府の一般的目的を解明するのは必ずしも困難でない。 家の の福 n は も亦あり得るのである。 何 國家又は政府の一般的目的を最もよく知り得られるが、この防衞又は保安がいかに適用される るか否かと云ふことである。最も悪い國家又は政府に於てすらも防衞の事はある程度まですべての者のた 形態は三つある。 祉 實際に於て、 人かの防衞をその目的として持たない處の國家又は政府を考へることは不可能であるが、 の點に附着する限りすべて善であり、 しかし、 その道德的價値に就いては三者何等の差異を認め得ない。 この防衞が、 壓制政治、 何となれば、權力を有する人々の利益を防衞することは唯く秩序ある社會狀態を前 それらの場合に於ても、 主として、 寡頭政治、 一人のため、 民衆政治がこれであるが、 この目的を逸脫すれば悪である。 福祉といふ觀念は何ものかの防衞又は保安を意味してゐ 數人のため、 即ち 多數のため、 それらはいづれ それは防衞又は保安とい それらは、 アリストテレスに依れ 君主國家、 或は全人間社會のために も福 國家の正當な目 貴族國家、 祉なる觀 唯 かか 、ふ用 問 問題 念を誤 ば悪な 題であ 民主

云へば、 府に就いてみるも、 たものである。 反逆であり、宗教團體に於て云へば背信であり、産業國體に於て云へば不信である。 要するに、組織體に於て正當な目的を逸脫することは最も不正なことであり、これを軍隊に於て かくの如き目的逸脫は屢ゝみられ、個人、政黨、 階級等に依つて絕えざる鬪爭が續けられた これを國家又は政

Ç かし、 何となれば、 國家又は政府の組織を具體的にみる場合に、 國家又は政 府 からみれば同位原則は不必要であるからであり、 前述した同位原則又は指導原則に就いて論 叉指導原則は、 これに する必要は 反

ことも亦歴史がこれを示してゐる。

若 指導原則 合に於ては同 對 くは指導原 必要である の適用 位原則の適用を生するであらう。 則が必要とされるであらう。 をみるであらう。 からである。 U かしながら、 が、 それらの場合は極めて特定的な事例であつて、 例へば、 この場合に於ても、 これに反し、 國家聯合若くは國家聯合の一形態としての國際聯 獨立國家と保護國家又は殖民地の如き場合に於ては 國家又は政 府の形態の如何に依つて、 こゝに云ふ國家又は政府の 盟 同 Ø)如き場 位 原

則

絕

な

組 織原則に於て、 國家又は政府の形態に適用すべき主要なものは授權原則である。 組織論からは稍ゝ遠いも

のがあらう。

授權であ n る處である。 前述したように、 る。 カ> しかし乍ら、 7 る矛盾は組織の一單位を構成するものが何であるかを考へる場合にのみ理解され 職責の授與はその職責に相當な權威の授權を必要とするが、これは常に下部に向 分權型に於ては異つた權威の授權がみられるのであるが、 それ は上部に 3 向 かゝ 卽 かっ つて行は つての

三九

上

般

組

織

權する場合である。 部 に向かつての授權の行はれる場合は、組織が一單位として考へられ、より大なる目的のために特定の權威を授 これをアメリカの例に就いて云へば、 州主權の授權がこれである。

は が であ 部組織體に就いてであつて、 てのみ存し、 下部に向 れてゐることが明かである。 、確立する場合には上部に向かつての授權が行はれ、 授權 Ď Ø 又支配者であり、 他の形態は州又は國に於て人民の選出した議員に對し人民に依つて權威を授權する場合であ かつて真に授權の行はれる場合である。 人民のみが最高同位的權威を形成すると云ふことが出來よう。 その議員は名實共に人民の公僕である。 組織化された一つの單位の内部に於てはすべての授權は唯ゝ下部に向かつてのみ行 眞の民衆主義に於ては、 上部に向かつての授權原則の行はれる場合は、 この場 人民がすべて授權されるべき權 合 すべ 組織は人民のうちに又人民を通 て組織體に於て地 方分權 唯→所謂 これ 威 0 の源 原 は 內 則

ば被任 權された權威を行使するに止り、 對し授與すべき裁判職能を持つてゐない する場 大統領の官吏任命權はこれに類するであらう。 尙他に授權原則があるか否かと云へば、 合には授權は直接に行はれ の權威は大統領から直接に發生するからである。 むしろ人民が大統領を通じて間接に權威の授權をなすものと云へるからである。 ない。 からである。 何となれば、 或は直接又は間接の授權があると云ふことが出來よう。 大統領が行政官を任命する時に授權は直接に行はれ 大統領はその任命をなすに際しては人民に依 __ 執行官に過ぎぬ大統領は任命に依つてこれ しかし大統領が最高法院判事その他 聯邦判事 米國に於ける り己自らに授 らの裁判官に る. 何 を任 となれ

ģ 授權の原則としての一般性は、 則の適用 的であり又一般的でなければならない。 叉 下部授權、 職能原則特に所謂立法、 組織論を通じて考へなければならぬことは、 は問題の性質に從つてそれぞれ異つたものを見出すことが出來るであらう。 上部授權、 外部授權、 執行及び裁判の三つの職能に於ても同様なことが云へよう。これらの三つの職能 權威を有する者に依る若干の權威の授與と云ふことに依つて示されるであらう。 直接授權及び間接授權の五つの形態をみることが出來る。 しからざれば原則の眞實性を立證するに困難を來すであらう。 組織原則とその適用方法とである。 例へば、 原則は原則として一般 授權の場合に於て U かしながら、 し かし原

3 U は組織體に於てはその完全な分離をみ得ない筈であるが、相對的分離は多少これをみることが出來るのである。 分離も近代に至つて始めてみられる處である。 かし、 即ち かゝる職能分離は他の形態に於てよりも國家組織のうちに多くみられると云ふのは理由のあることであ 立法及び裁判職能は高度に組織される性格を有するからであるが、 しかし、 このような職能の相對的

したように、 ては更に新 あらゆる時代のすべての國家組織又は政府組織にあらはれなければならぬことを示すものである。 こうした見地から國家組織即ち政府組織の研究を、 に加 原則 ふべき何ものもないことを知るであらう。⑶ の適用は各~異つた形態に於てあらはれるが故に、必ずしも一般性を持つてゐない。 この事實は、 その歴史的發展の點に於てみるならば、 組織原則は一般的であり、 それ 組織論 唯了前述 は 從つ

とし

述

組

貴族主義の如きは前

の所

産であるとしても、 者であり、 過去に於てのみみられ 法 統合又は連衡主義若くは全體主義の如きは後者である。(5) 組織原則に於ては何等變化あるものでなく、 た形態あり、 或は極めて最近に於てあらはれた形態あり。專制主義、 唯ゝこれらの原則の强度の適用があつたに外な しかし乍ら連衡主義や全體主義が最近時

政

研

究

第十二卷

第一號

らない。そこで、

問題であるのは、

前述した三原則即ち同位、

階梯、

及び職能の原則がいかに適用され作用して

ゎ

るかと云ふことである。

の 存在し發展し得ないからである。 於ては三原則の研究か 特定職能は必ずしも明かでないが故に多少異るものがある。 同 位原則及び階梯原則に就ては殆ど云ふを要しない。 ら始めらるべきであらう。 職能原則も亦ほど同様に云ふことが出來るが、 何となれば、 しかし乍ら、 いかなる組織化にしてもこの原則なしには 國家組織又は政府組織の組織的 古い歴史に於て專制主義的政 研究 府

最も近代の組織體と最もよい對照をなすからである。 從つて、こゝには、 てみよう。 ものでない。 最初に取上げるべきものは古代ギリシャの都市國家であらう。 しかし、アテネに於ける王制は、 こゝには古代ギリシヤ都市國家組織の發展した四段階即ち王制、貴族制、 貴族制と民衆制とに觸れよう。 むしろ歴史以前のものであり、 しかし、 古代ギリシャの都市國家の研究はそれ自身容易な 僣主制は極めて著しい例外である。 僭主制及び民衆制に就い

何となれば、

それは組織論から云へば

貴族制に於て二つの主要制度はアレオパガストアルコナートである。

特にアルコナートに就いてみれば、

アル

・の職責は極めて重要なものを持つてゐる。アルコンは最始には唯一人、次いで三人、終局に九人となつて各

が各~の職責を持つてゐたが、ここに古代國家に於ける高度に區分された職能をみることが出來る。

民衆制はアテネの黄金時代であるが、そこでは貴族制と異つた制度をみることが出來よう。

何となれば、

始め ņ 數支配はこれを是認した。 た。そこで、全市民は悉く會議に出席しその權利の行使を見ることを必要とすると共に、その會議を通じての多 あることを必要とし、自己の不在の時は彼を代表し彼のために代辯することは何人もこれを爲し得ない事と考 多數支配の原則はギリシヤに於て起つたが、元來往古の民衆制に於て、市民は自己の權利の行使は自己の目前 故かと云へば、 制 百 期の貴族制から第三期の僣主制に於てこの種の獨裁的制度を回避するに至つたからである。 人會議)、 の特色であり、 ンスヰ アテネ市全盛時代には眞の主權者であつた。 極めて單純なる代表議會にのみ適用あつた。 代表の原則は立憲主義の國家組織への適用のあらはれであるが、 ス聯邦にあらはれたが、 エ クレシア それは近代の民衆制の發展過程に於て最初にあらはれた多數支配の原則からみなければならぬ。 所謂代表議會の先驅をなすものであつた。が、このように都市にのみ民衆制が行はれたのは何 (市民會) 及びヘリアエ が、この事は次第に發展變化し、第十三世紀に於て英國に第二の代表議會の原則が發 更に大規模にあらはれたのはアメリカの聯邦組織である。 (裁判所)が主たる制度であつた。 この點からあらはれたのが第三の聯邦原則である。 全市民の直接活動に依る政府組織は往古に於けるすべての民衆 人民支配の原則は地 ェ ク ĺν シ そこではブーレ アは全市民會議であ アテネの民衆制もア 理的條件 聯 に制約 邦原則は 쥪

で

3

般

組

政

、リカの民衆制も市民の聲を聽くの制度たる事に於ては極めて類似し又よい對照をなす事を知るであらう。

更にアテネ市のブーレミエクレシアの職能をみよう。ブーレの構成員は抽籤に依り十部落から各~五十人宛選

メ

ţ された總陪審官の職能に屬するものとした。 された意義に於ての法律でなく、 職能であつた。法案はブーレに依り提出されエクレシアに依り可決され所謂法令になるが、これは形式的に制定 の法廷に交代制に依る六百の陪審員を以て構成された。ヘリアエは立法職能を持つてゐたが、 の最もよき方法を學びとるのである。 し か に過ぎない。 有する。これに反し、 出され、 らである。 かしこれを詳しくみれば、 命令と参畫との對照は原則として組織體には その立法的職能はエクレシアの審議のための議案を準備することに於て純粹にしかも單純に参畫職能を かくの 何となれば、 如く、 エクレ 立法に於ける命令と参畫との完全分離は近代的見地に於て云へば稀なことであるが、 ェ それは原則とその適用方法との問題に關聯する處があることを知らねばならぬ。 クレシアは全市民大會的意義を有するためにかゝる職能を持つことが不適當である シアは立法に於ては何等の發議權を有せず唯~議案の可否を決するの職能を有する より高い何ものかである。 そこで問題になるのはヘリアエである。 一般的であるが、 法律の具體的制定は制法機關即ちヘリアエ 原則の適用方法に於ては經驗に依 これは民選裁判所であつて、 それは特別な立法 つての から選出 みそ 五百 卽

の最もよい適用が考へられてゐた。 これに依つてみるも、 古代ギリシャに於ては、 職能原則の適用に就いて多くの經驗を持ち、 その經驗から原則

四四四

れば、 てのロ 叉 ٢٠ 組織研究者の注目する所でなければならない。 ことは、 1 これに反し、 7 ц 何となれば、 人は そこには類似點がみられるのである。第一期に於てのローマは市政府を持つた一都市であり、第二期に於 1 7 ローマ人のなした事跡に於てこれを知り得るが、 は世界支配の形態に變化したものである。 人が行政管理者として偉大であつた事は、 帝國を組織しその秩序を確保したばかりでなく、 ローマ國家に就いてみれば、 ¤ マ マ の政府組織は常に明かに階梯原則及び職能原則に依つて構築されてゐないからである。 ローマ人の優秀な點は、 ㅁ ーマは共和國時代と帝國時代とを持つてゐるが、 一都市が世界帝國に展開し、その廣大な支配の必要に應す その諸制度を運用した事實に依つてこれを知り得られ 諸制度の上からローマ人の天才を知ることは容易でな 西歐諸國を現實的にローマ化したが、この事實は 組織に於ける天才であることである。 組織史からみ その

チュ つて、 ζ ソルは王國崩壞後主たる執政官であり、 分された職能を持つものは他にない。 この立場からローマ組織の中心體をみれば、そこに所謂マヂストラート(長官) リア 軍隊を指揮した。 授權の階梯原則の發展が實に一都市をして大帝國に發展せしめた理由を、 タに依つて毎年選出され、 從つて、 コンソルは本來文官的長官である所のプレーターとは異つてゐる。 その職能は、 特にそのうち重要なものはコンソル即ち執政官である。 共和國の終了まで最も重大な執政官であつた。 半ば行政的、 半ば裁判的であつたが、 理解し得られるのである。 がゐるが、 主としては軍事的であつ 執政官はコミチ これ程に高度に區 このコ プレ ン ソ 1 Ŧ iv í Ø に依 コン

るような發展をなしたことは研究されなければならない。

組

政

研

究

第十二卷

第一號

寧ろ分離してあることが望ましかつた。 は決してよい結果を示さなかつた。從つて、 くは同 して內政及び外征に當る場合、 二人並立して同 構成はロー リウム即ち命令權を唯一人が所有することを考へなかつたために、 役制の起原は不明であるが、 マ 史上屢~異つてあらはれてゐたが、 僚制をとることが一人制よりも窒ましかつたのである。 即ち п 7 昨日甲コンソルが命令權を執つて今日乙コンソルがこれに代る場合、 人がこれを長く固執したのは確かである。 同僚制はその言葉の持つ意義にも拘らず、 コンソルは常に二人であつて同僚制度をとつた。 コ し ~ ソルも亦全能的存在 かし、この二人のコンソ 卽 共同して行動するよりも ち п たることを得 1 ~ 所謂同 ル 人は元來イ が互に交代 像制若 それ

この點から云ふと、

同僚制はローマの領土が狹小になつた時の方が一般によく適合した。

コーマ

帝國の膨脹と

=

卽 つた。 ンソル 過ぎなかつた。 階梯形態へ道を讓るものであつた。 ペリウムの所持者たるに止つた。 ち 共和制 理論上に於ても共和制であり、 の名稱の下にコンソルの權威が州地方に延長した事は、 プロ・コンソル制が成長したが、これはコンソルの權威の再授權でなくしてその延長であつた。 の打破から帝王制の出現がこれであつた。 エ Д ペ п 1 ル 卽 ちイム イムペリウムは官職でなく、 しかし、 ペラトールは後日主權者と同視されたが、 實際上も亦そうであつた。 かゝる變化の生じた時に他のより大なる變化がおこりつゝあ п ا ا 帝國は軍事的獨裁制ではあるが、 一つの過渡的彌縫策であつて、 若干の制限を以つてコンソル及びプロ 初期のエ A ペ п その原 . 1 ル は民衆制 始的意義に於ては唯るイ それは竟に眞實の 的支配者 君主國ではなか ・コンソ プロ・ であるに った。

n ル 以外に於ては何ものも持たなかつた。 に附着した權威であつた。軍隊の命令者としてのコンソルは軍事行動の範圍内に於て權威を持つてゐたが、 彼はローマ市の門内に入るや、 もはやそのイムペリウムを放棄した。 z

かし帝國の發展と共にイムペリウムの制限も消滅した。

アン 事 帝の 味した。 **區劃にわかつたことになる。** 展は後の共和制に始つた手續を完成し、第一に、 冬 官職を設けたに これに依つて從來 は 制 п 組 改革に依 は 權威を强大ならしめて以て極めて主要な組織を作出するに至つた。 首都たることから地方の都市となり、 1 再授權の巧みな組織、 織論 廢止され、 7 デオクレチアンの第二の改革は**、** 帝國史に於て組織上の一大發展はデイオクレチアン皇帝に依つてなされた行政上の根本的變革 的に つても 對し、 み るに、 これに代つて權威の授權が次第に行はれた。デイオクチアンの下に於ての階梯原 の共和國 方、 執行と裁判との職能分離には及ばなかつたのである。 それ の形態は消滅し、 これに並んで階梯式の組織を構築し、 下部授權は益ゝ小單位を作出することになり、 がこれである。 は組織に於て正當な目的を持つてゐたか否かの點に懸つてゐたと云へ 職能分離である。先づ文官と武官の完全な分離を行ひ、 伊太利は單なる州となつた。 かくの如く權威を下部に向かつて授權したことは政府組織を更に小 叉古い立憲主義の最後の痕跡も消え失せた。 プロ・コンソル組織、 授權の連鎖を構成した。 即ち 第二に、州知事に對する權 かくてデイオクレ 反對に、中央權力を强めることを意 かゝ べの 階梯原則が擴大され、 如きロ チアン改革は第 皇城の 1 しかし、 7 帝國 移轉と共に よ う。 完全な文の長 Ø 威の授權、 則 ヂオ・ 崩壞 舊來 Ø 最終的發 であつた。 クレ の州 Ø 一に皇 п 原因 1 第 知 1

般

組

繈

ることをせず、それは誤れる目的物を持つに止つて自壤作用に終るに至つたのである。 始めから經濟的にみて破壞的であつて、 ものもなくなつた時、 死滅したのである。何人も强度に組織された能率を有し又は好結果を持つ目的物を追求 ローマ自らは生産がなく唯ゝ消費するに止つてゐたために、 即ち ローマ帝國の目的とした處は、 消費する何

1 的を達成するに適應したものであることを示してゐる。 する天才は特に組織の範圍に於て同位組織の天才としてあらはれた。 マ人の同位的能力と調和し難い不適當のものがあることも亦これを否定し難いが、 画 ローマ人の制度に於ける建設的方面はみるべきものがあつた。ローマ人を特色づけた秩序に對 しかし、近代的觀點から云へば、 ローマ人の同位的能力はその組織がその目 これらの諸點に觸れ ローマ組織に於ても るには п

州プロ п 1 7 = 政 ン 府の階梯原則の發展は ソル 制からヂオクレチアンの授權連鎖にまで進んだ。更に又組織に於ける職能の點に就いては、 п ーマ市から發足したものであるが、 階梯連鎖の强化は、 その發展過程に於て

ш

1

7

組織發展史をみることが必要である。

見口 あつたと云へよう。 極めて注目されるべきものがある。例へば、 も示さなかつた。 1 マ人の秩序天才と矛盾したものがある如くであるが、その制度のうちから真の秩序が發展した事に於て、 ц 1 ローマ人は兩職能を單純に職能としてみ、分離しない仕事と考へてゐた。この故に、 マ人がこの二つの職能を分離しなかつた理由は、 執行職能と裁判職能との混同の如きは、 古代國家には共通的であつた絕對主義に 實際に於ては何等の混亂を ロート

たと云ふことが出來る。 の組織形態は常に職能の限界を正確にし、 1 マ 人の 秩序に對する天才は、 蓋し、 秩序に對する天才は單に秩序を愛好するに止らず、 すべての組織化された關係に於て眞の能率をあげ得るに これに依つて、 權限の衝突は極めて稀にしかみられなかつた。 秩序はそれ自身を强行し得ず 必要な條件であつ この故

1

とを知らねばならない。 又强行せぬものであることを知る者である。秩序は万人をしてその處を得せしめる力を持たねばならないが、 マ人の場合、 この力は充分に識別されてゐた。 ц ーマの秩序はローマ人の規律力の上に基礎づけられてゐたこ

Ħ

する天才を强 カゝ くの如くしてみれば、 く證明するものである。 ц 1 マ の職能のうちにみられるが如き混亂と複雑とは、 この複雑のうちから、 Ħ 1 マ人は秩序ある國家を發展せし 寧ろ却てロ ーマ人の秩序に對 め 不秩序

形態をみることが出來るが、 界に秩序あらしめ、 つ點に於て一致してゐる。が、 ギリシャ及びロ マ 以て、 の古 この秩序に依り長くロ Ċ この二つの形態は一つの共通性を持つ點、 國家形態に於て、 更に組織史を辿つて行けば、 前者は都市國家、 1 7 時代を確保するに至らしめたのである そこには地方分權の政府をみいだすことが出來るで 後者は都市 即ち Ö 高度に中央集權 п 1 マ 帝國 の發展といふ二つの 化され た政府を持 Ō 世

п 1 7 帝國の崩壞から近代國家へ發展するに際し、その中間の橋梁的役割を持つたものが中世時代であり、 あらう。

0 時代は所謂 封 建主義的組織をとつたことに於て特色がある。 この封建組織は、 如何に一般條件が組織原則 Ø

般

組

織

論

適

政 研 究 第十二卷 第一號

法

用を決定するかといふ問題に、 めて自然的であり又從つて不回避的であつたことを示してゐる。 充分な説明を與へるものである。 封建時代の諸制度はあらゆる條件の下に於て極

を探求 對價は實に西歐諸國に於て發展した封建制度の樹立であつた。 奪 家の目的を云ひ表はし得ないものがあるが、 との保護が確保されたが、 の意義に歸つて生命及び財産の保護となつてあらはれる。 つては、 旣 暴力から自らを防衞しなければならなくなつた。これらの犧牲から発れるために、 近代國家に於ては、近代國家に必要な防衛が生するが、 に述べたように、 生命と財産との保護は極めて重要であつた。 自らをより强力な人の保護の下に置くに至つた。 國家の目的は防衞である。 n l マ帝國崩壞後はそれが失はれるに至り、 しかし、 國家の目的が防衞であると云ふ場合、それは必ずしも充分に國 ローマ時代に於では、その强力な秩序のうちに生命と財産 防衛はあらゆる場合にあらゆる事柄を意味し得るものであ ローマ帝國が崩壞した後に、特に西歐諸國の人々にと この保護は必然的に對價を求めるに至つたが、 比較的に法律制度のない國家に於ての防衞は、 所謂暗黑時代になると、 各人は自然的に安全地帶 各人は殺人、强 本來 その

この原則 つて動いたものであつた。 封 地方分權の形態をとつたことを知る事が出來よう。元來、ローマの末期、中央權力の弱化の原因の一つは、 制度は、 は上部から下部に向かつて原始的に適用されたものでなくして、反對に、下部に於て始まり上部に向 その最も發展した場合に於ては、 そこで、 封建制度は、 その發展史をみるならば、 階梯原則の最も極端な適用を示してゐたが、 ローマの組織體とは反對の傾向を示 封建時代に於ての カゝ

權を行 の主なる者が所謂扈從者であつて、 謂借物として土地を引續いて占有し、 政 府がその權威を大地主に附與し、 帝國領内に入植した時、 ふ點にあつた。 その二つは、 既にあらはれたのであつて、 臣事、 君王の下の部隊長から成つてゐ 彼等がその支配區域に於ける小作人、 生涯その保護をうけた點にあつた。 即ち より强い領主に自發的に土地を譲渡し、 それ は た 極めて自然的な制度であつた。 借家人、 かくの 画 君王も亦これらの部 如き狀態は、 借地人に對し課稅權及び警察 自ら小地主となり、 ゲ 'n 隊長に これらの マン民族 對し 領 から

所

Ħ

百

君 び臣事 地 王の軍事及び財政 の自發的讓渡を意味し、 þ, の制度がみられた。 所謂借物制が封建制に發展したのは第九世紀以前であつた。 の役務に從事し、 この知行制は封建来邑制に發展したが、君王の大家臣はこの釆邑を保持する代りに、 前土地所有者は、 更に又この大家臣は同様な役務を下級の家臣になさしめた。 その結果借地人になつてゐた。このことから封建制に於ては 卽 マ帝國の末に、 この 所謂借物は

建制

封

b 建 らの領

内に

あ

る領地を與へて以てその勞に報い

たのも自然である。

ţ

п

1

土

し

カ> 的單位へその階梯的組 カ> ら全歐に存績 カ> < Ø 更にその下に實際 如 できば、 した封 組 織論 建的大ピラミツドが構築され、 織が構成された。 Ø の奴隷が從屬し 立場 からみ た封建 下部に於て、 制 Ø 一斷 面であるが、 その頂點に君王が存在し、 騎士の領地は、 般にか その借地人を持ち、 7 る封建制が四百年間 下部 へ向かつて最も小 その借地人は各種に 國家組 再封 Ė ŀ

なしたことは注目に値 織 すると云は ねばならぬ。 組織論上、 封建制の最も重大なことは、 地 方分權的國家組織に於

般

組

論

織を

政

究

問題ではなくしてその作用する處の組織の原則に關聯するものである。この點に於て、反對に、地方分權的封建 との間 ける大規模の經驗である。 に固有の均衡を確保することは絕對に必要のことである。この均衡を打破することは、 いかなる領域に於ける如何なる組織に於ても中央集權化された權威と地方分權的自治 單に中央的權威

łΞ 梯連鎖は下部に向 制の研究は最も必要と云はねばならぬ。 .-ф 君王が自己の家臣に對し附與した權威は勝手に取消し得られるものではなくして現實的には授權された か> つての權威授權を示すことである。 組織論の立場から封建制に於て第一にみるべき點は、 封建制の明かな特色は、 その授權した權威の性質のうち 封建制に於ける階

べての段階を通じてその頂點即ち大領主にまで及ばなかつた。大領主は始めから自己の固有の權利を固く確保し 主權である。又、 郎ち 封建的ピラミツドの基底にある人民は保護を求むるために直接の大領主に依存したが、この依存は 封建制の下に於ては、家臣の君王に依存した部分は極めて狭く、 依存はすべて他の方法に依

たが、大領主にその家臣が從屬し得たのは唯ゝ忠誠の誓のためであづた。家臣の忠誠は、大領主が自らの權威を

ツに起り、 か、その二つは、 る狀態の下で二つのうちのいづれかが起つた。その一つは、 後者はフランスに起つた。 君王が權力を擴大することに依り家臣をして更に從屬關係を續けしめるかである。 家臣が君王に對する忠誠を放棄して獨立する 前者はドイ

保持するに足る若干の手段を持つ限り、

確實であつた。

۴ イツとフランスとの封建制の歴史は極めてよい對照をなしてゐる。これらの二つの民族は第九世紀に於て各

の民族史を開始した。ドイツは封建制のなし得る限りの中央集權的政府を持つたが、古ドイツの解體と共に、 レオン時代に完全な封建的分解をした。これに反し、 フランスは始めから封建的分解の狀態に於て發足した

ζ

ベ から ナ な故に、 ぉ きものはない。 除、に强力な中央集權府が發展した。 組織史の上に於てこの相隣れる兩國の相異れ る傾向程注目され

3

市 べ にそれ 地 時代に於ては、 は確 士 「制の下にあると云ふのではない。元來、封建制に於ては、 ての土地は君王に所屬し、すべての者は一借地人に過ぎなかつた。 又は町村にその最も勢力を得た時でも僅かの權威を振つたに過ぎなかつた。ただ、人民は土地に基づく農を以 地 Ť, を中 かで 般的に云へば、 以 その基本原因は實に經濟的社會的原因に基づくものであつた。 前 心に行はれたことも亦肯き得られるのである。 あつた。 の歴史に於ても考へられたように、 土地に近密であることが、 すべての財産がこの土地に關係あることは云ふを俟たね。 封建制から近代制への變化は、 必然的にすべての政府組織に影響を及ぼした。 土地が人間 君王と家臣との關係にのみ影響した原因に基づくものでなく 古代及び中世紀の如き主として農を以て社會を形 の財産の唯 從前の地方制度を全然同化し得す、 しかし、これは、すべての土地が封建的借 中世時代に發展した封建制からみれ 一ではないにしても主たる形 從つて、 すべての人間 封建主義に依れば、 封建的領主は、 の活動 態であること はこの 成 した

す

旣

し カ> るに、 般 封 建 粗 制が 繈 崩壊し始めると、 論 農以外の商業、 産業が發展し、 續いてそこに市町村生活がみられるに至

て主たる生業としたために農以外の活動をなすものが殆どなかつただけである。

五

これ その活動發展は漸進的ではあるが必然的に古い封建的形態に代つて行つた。 らの活動はいづれ も封建的諸制度即ち釆邑、 知行制の外にあつたが、 封建制は却てこれらの活動を同

化し得ず、

貴族領内にあるすべての者の緊密な永久的關係の永續的習性から生じたものである。 は組 n 階梯原則を適用し、 これに依 しっ 任 であるが、 12 一の同 て るかは既に明かにした處であるが、 實行され 對しその義務を履行する一面に、 カ> 領主、 織 |建制に依つて組織論上知られるのは授權の隋梯原則である。 くしてみると、 例 位原 された經濟單位として數世紀間存續してゐたからである。 つて社會生活の一般構造は混亂され 商人、勞務者、農僕等の相互の權利及び義務が如何に正確であつたかが理 ば英國の 則の基礎をなすもの それは決して權威の譲渡を意味するものでない。 7= U かし乍ら、 封建制の歴史的事實は、 中世紀を通じ一定の職能上の限界を示してゐた。 如く君王と領主とが かくの である。 如 人民がその義務を履行する事に對する領主に係る責任は領主に依 それは封建制に於ても亦同様であつた。 で語様の 唯ユ權威の授權原則が具體的に適用される場 長い爭闘を行 封建制が一つの仕事を果たし、 も亦商業都市の興隆 る事がなかつた。 ふと云ふことが屢ゝであ この權威を附與することは、 何となれば、 並びに封建制の崩壊を共に失はれて仕 一つの組織體の成長が如何に授權の力に依つて この經濟單位は、 この經濟單位の職能上の限界を明かにする 又そうすることに於てその目的に添 既に高度に統合された貴族 っつた。 授權は權 貴族領の領主の權 貴族領内にある人民が領主 解されるのである。 U 合には、 カ> 威の附與を意味するもの 原則 ح の適用 その適用 Ø 時代に つて認 E 舞つた。 威 領 必要な責 Ø こ れ の下に 於ては 點に Ø 制度 は 就 ₹

ひ得た たであらうことが考へられるし、 といふことである。 中世の期間に若し封建制以外の他の方法が行はれてゐたならば、 叉 封建 制は封建制 Ø 員 的に添ひ得ることに依 つて、 古代の諸制度と近代の諸 激し い混亂を生じ

制度との間の歴史的橋梁たるの任務を果たしたと云ふべ

きであらう。

ける 的理 歐米に於けるこれらの變化は、 の特色は二つの點にある。その一つは、 は立憲主義的政府の近代形態の變化に於て主要な原動力であつた。 立法職能の絕對的優勢、 立憲主義的政府の近代的形態の歐米に於ける發展は、 の發展に於て、 政府の急激 論 カ> ら分離 な膨脹等はいづれ した共産主義、 主たる特色をなすものは、 その二つは、 權威の淵源としての人民の高まれる力から結果したものであつて、 フアツ も近代的立憲主義的民衆主義の思想 'n 自然的結果としての執行職能と裁判職能との漸次的分離とがこれである。 ズム、 立法職能と裁判職能との相關、 或は反民衆主義的階級闘争 執行權から分離し、 極めて廣汎であり、 し 元より、 かもこれ から除外され 並びに政府の權威の決定的淵源としての 的急進 これを詳論するの餘地がないが、 かくの如き場合に於ても、 から優越し 主義、 た傾 向 或は産業經 では た立法權の成長であ なか 所謂 。 つ 湾 たの の 範圍 立憲主義 民衆主義 であ に於

Ø 側近の賢人會議たる古代サクソンの民會であつた。この會議は立法權及び司法權を所持し、 英國議會の二重性格たる上院及び下院の形態は、 元來二重の淵源から發生してゐる。 英國議會の原型はキング その職能は参書職

般

組

繈

この傾向

はいづこの國家に於ても類似の傾向をとつたが、

歴史上その典型を示すものは英國であ

ても 方法で發達したが、そこでは英國の都市が發達し來つたために課稅されるべき多くの人民がゐた。そこで各州選 の常例的召集と異り、 主の召集に服從することは、最初は高い名譽でも亦特權でもなかつたが、後世、かくの如き君主の召集は、 された强制的出侍の主たる目的は、封建的一般の負擔を確保するためであつた。 されたことを知らねばならない。 上院及び下院の起原をみるには古代サクソンの寄合即ち民會をみなければならない。 の上院議員と共に永久的君主側近會議を形成した。又、古代サクソンの民會は全體として議會の先驅をなしたが、 を召集しこれと協議し、 能のうち助言職能であつたが、この主たる参畫職能は英國議會史に於て何等の變化をみなかつた。 【の代議士はこれらの人民を結合して以て一般會議即ち下院を形成した。この人民の結合から近代立憲主義的形 地 方制 キングの王廷卽ち王室法廷に侍つた。この强制的出仕が近代議會の直接的起原と云へ 近代の上院及び下院は直接にこれから來たものでなく、それらは一應、ノルマンデイー征服に依つて破壞 は破壊されずに、 王室の寵愛を示すものと考へられ有爵者たることを示すに至つた。一方、下院も亦同様 議會の助言と協議を以て統治した。すべての貴族は君主の世襲的助言者であり、 全然新なる封建的貴族が創り出された。 ノル マンデイーの征服は、 歐洲大陸の封建制をこゝに導入したが、 これらの貴族はキングの封建 從つて、 しかし、それらの檢討をし かゝる目的を持つた君 るのである。 色的借: キングは議會 村や州 地 貴族に課 者である 僧侶 州長 の古 な 出

から

b

代表觀念の起原は勿論古きに溯らねばならない。英國に於ても亦第十三世紀ヘンリー三世にゆかねばならない。

態の礎石である代表の方法が生じたのである。

出

に依れ 近代の代表なる觀念とその制度は國王の國庫上の必要のために生じたのであるが、 る目的の ンリー三世の一二五四年の勅令は、 ば ために、 「各州の人々はいかなる援助を國王に許容すべきかの點に就て他の州の州選出の代議士と共に協議 各人及び全人民の代りに二名の州選出代議士を選出せられたし」と云ふことであつた。 各郡の郡長に對し二名の州選出の代議士を召集することを求めたが、 かくの如き代表制をとるに至 即ち これ

つてからは、

舊來よりも一層領內に於て納稅者が增加したといふ事實を示してゐる。

代表者はこの代表を通じ、 苦痛の減ずるまでは君王を援助することを拒否すると云ふ權利を獲得するに づけなかつたが、 各州の代表者は王廷に出仕せしめられる事を喜ばず、前時代に於ての封建的有爵者のように、この特權を價値 彼等はこの委任的職責のうちにすべての權利を權力とを確保し得るの制度を發見した。 集團的形態に於て請願權を行使し得るに至つた。 叉 至 b この請願權 更に進んでは、 から 立法範 彼等は 即ち 圍 彼 等の E 於

じたものであつた。 てゐたために勝利を得たのであることを示してゐる。 この意味に於て、 この發展は、 近代の英國議會は君王の收入の必要及び反復してその收入をうるに努めた君王の譲歩から生 人民がいかなる組織形態に於ても輕視し得ない力の源。 即ち一握りの資源を有

ても制

限的發議權を持ち、

竟には近代的な完全立法權を取得するに至つた。

たことが明かであるが、 議會發展の初期卽ち議會が立法權を獲得する以前に於て、 上院の場合に於ては、 この初期の参畫的性格を識別することは容易である。 議會の君王に對する關係は全然参畫職能を有してゐ 般貴族と

般

組

繈

僧侶出

の上院議員は國王の相談役として知られ、

能は請願

的であり、

この請願權は、

近代の立憲主義的形態に於ても一般的な聽いて貰ふ權利を意味してゐ

形式的には相當重視された。これに反し、

下院の

初

期の参畫職

組

願

五八八

法 政 豣 究 第十二卷 第一 號

織論 云 れ自身を表現し、 と米國的立憲主義との主たる差異はこゝに存してゐる。 權の形態をとることが屢≤であるが、 し直接に活動する。 前述のように、 ふ事質に依つて決して害されてゐない。 的意義とを持つことに依つて知られるのである。 Ŀ からみて、 執行權はこれに從屬するに反し、 立法職能の執行職能からの漸次的分離並びに立法職能の優位に就いてみるに、 この聽 英國制に於ける眞の民衆主義は、 いて貰ふ權利 はい かくの如き形態は、主として宗教的領域に於て常にみられる處である。 何となれば、 かに考へらるべきやと云ふに、 米國的立憲主義に於ては、人民は立法並びに執行の兩 聽いて貰ふ權利は報告的職能であり、 英國的立憲主義に於ては、 英國に於ては、 上院は人民を代表せず、又人民に依つて選擧され 下院を通じて人民の意思に依る統治が行 参**畫**職能が二重的意義即ち報告的 人民は立法權を通じてのみそ 苦痛輕減 英國的立憲主義 Ø 1 め 職能に Ø 請 ど助

T び T |執行權も は制 更に叉、 あない。 限 的立 畢竟 英米の立憲主義を比較するに、 亦この範圍に限定されてゐる。 憲主義をとり、 議會法は終局的であり、 政 一府の 正當な活動範圍 如何なる司法權に依つても審閱されず、 これに反し、 立憲主義の制限 は憲法及びその修 英國憲法は不文憲法であり、 的と無制 限 正法のうちに 的との點に差異が 常に議會自らに依つてのみ廢 列記 單 され、 ある。 法のうちに具體化され す 米國立憲主義に於 Ŕ τ の立 法 權及

は

れるとい

ふことの理論と質際とが十分に承認されてゐるからである。

ع

のでない。 止されるのである。 實際は、 兩者の差異は、 英國憲法も亦制限的であり、 しかし、 米國に於ての制限的なことは形式的に明記されてゐるに反し、 英米立憲主義の制限的及び無制限的なことは唯ゝこの點に於てのみ理論的に差異を 英國議會は政府の正當な活動範圍を侵すが如き法律を通過し得るも 英國に於ての無 制限的

なことは、

英國民の立憲的道德のうちに基礎づいてゐる點にある。

に於て保守力を求めるのは政府の形態のうちではなく政府に向かつての人民の態度のうちである。 すものである。 支配即ち人類社會に於て多數を構成する大衆に依る支配を意味するが、 の天才を持ち得たからである。 らである。 府 存在はこれを否定し得るものでないが、しかし乍ら、これを明確に定義することは容易でない。 最後の言葉であつても、 もその制度のうちに相對的安定性を得んとするのは確かである。この精神が所謂立憲的道徳であり、 並びに法律に對し單に從順であると云ふのではない。若しそうならば奴隷でも立憲的道德の精神を持ち得るか 正義は個人的權利を含むが、 それは單に秩序を愛しよい組織のための天才を意味するものでない。 かなる政府もこれを支持する人民以上に道德的であり得ないとされてゐる。四 即ち 立憲的道德は正義の基本原則の人類關係への適用としてのみ理解し得られるのである。 憲法を支持するの力を欠いたならば一片の紙と何等異る所がない。この故に、 しからば、 權利はそれ自身終局的なものでない。生命に於けるすべては常に相對的で それは民衆主義を云ふかと云へばそうでない。 この場合の大衆は立憲的道德の精神を示 若しそうならば 假りに憲法が人間智慧の 民衆主義は多數に依る 立憲的道德は政 Ħ 1 いかなる人民 この精神の 人類 人も亦こ 社

組

六〇

法

政

研

從に對し眞の倫理的價値を附與するものであり、又、すべての社會の基本的本質であり、 上 る政府の形態も永遠の保障又は道德的價値を有しなくなるものである。 r. この故に、 主張するが、 あり、 のものであり、 從つて、 すべての 自己の固有の權利も亦自己及び多數が承認して始めて存在するものであることを知らなければならな 彼 立憲的道德は民衆主義以上のものであり、 の道徳性如何をテストするには、 |權利は道德的義務に依つて條件づけられるものである。 秩序の唯一價値ある目標である。 彼が他人の權利を正しく尊重するか否かに依つて決せられ それは法律に服從する以上のものであり、 それは民衆主義の道德的是認であり、 立憲的道徳主義者は常に彼 それなくしては如何な 叉 秩序を愛好する以 カ> 自身の權利を **ムる法律服**

實踐なくしては生存をつゞけ又は希望を持つことは出來ね。 ならねごとである。 すべての組織形態は法律に服從し、 正義の原則から逸脱し得るものでない。 このことは組織論の立場から最も注目されなければ 又いかなる組織も正義の亨有又は

如何に近代立憲主義的政府のうちにあらはれたかをみなければならね。 から命令的性格へ 近代立憲主義的政府の發展を辿れば、四回 の漸次的發展をみることを得るが、 立法職能の執行職能からの分離並びに立法職能のその原始的参畫的性格 更に、 三職能即ち立法、 司法並びに執行の間の相互關 係が

先づ立法職能に就てみれば、 米國に於て立法職能の執行職能からの分離は、 立法に於ける命令及び参畫の兩職

者が を制 間 擇する を以 は議會の相談役である。 あらは の内閣員は名義上の意義に於てすべての權威の淵源である所の君王の相談役であるが、實際的にみれば、 何となれば、 閣とその内閣 能の差異を單純にしてゐる。 Ø |的關係の若干が大統領の教書のうちにあらはれてゐる。 內閣總理 す 目 T する所の常任委員會に於て示されてゐる。 國會に n 的に於け か拒否する 議會に對する關係は、 る場 の力を持 一大臣になるが、 助言する。 一合は、 英國に於てのすべての制度は、 の議會へ る對抗を防 かゝ つためである。 の孰れ 議會と内閣 の依存關係を含む事に於て示されてゐる。 この場合、 米國に於ては、 止 かに依りその進退を決しない 實際に於ては、 即ち する點にある。 實際上極めて明かであるが、 その間 形式的に云 英米兩制度の差異は、 國會に於て參畫職能は、 の問題を含んであらはれてゐる。 立法、 議會の支持なしには内閣は成立し得ないが故に、 へば これ 理論と實際との二重性格を持つからである。 執行兩職能の分離にも拘らず、 これに對し、 は キ 疑ひ ン グ 點にある。 は b 大統領は、 大統領は執行的立場から國家の立法的需要に就て敎書 これに確實な定義を與へる事は必ずし なく 英國に於て兩職能を同視することは、 上院及び下院の審議のために提案されるべき議案を ある政黨の指導者に對し 從つて、 議會の完全な優位、 英國制に於ての利益 英國内閣と異り、 內閣 命令と参畫との兩職能が 0 執行府の立法府に對する同 方は、 內閣 從つて議會が は 大統領の 理論 君王に 立法府 の大命を下し、 内閣員は議會に依 的に云へば、 助言を國 も容易でない。 對 と執行 、議會の する關 執行 ~內閣 府 會か 內閣員 立法に 府 様 た Ø 英國 指導 その なな參 る 死 採 他 內

六一

つて選擇されると同様である。

般

組

明 かにすることは興味あることである。 U かし乍ら、 報告、 助言、 監督、 即ち立法、 この點に於て司法職能をみよう。 執行及び司法の三職能の相對的分離は、 執行者がそれ自身の立法を行ふことは 極めて最近であることを

古代の專制主義的主權者は、

自らの意思が唯一

の法律であるが故に、

全

すべて絕對主義的國家の特色であるが、

法

政

研

究

第十二卷

第一號

更に、 に於て、 同様に專制的であつたのである。授權された者は法律の執行官であり又法の裁判官であつたのである。 然立法をしなかつたのである。從つて、 かくの如き專制權者がその權威を授權する場合に於ては、 授權された者は法そのものであり、 絕對主義時代に於ては主權分離の如きは全然抹殺されてゐたのである。 執行長官であり又判官でもあつたのである。 授權の範圍に於て、授權された者は、 この意味 授權者と

國家組 院の協賛行爲に依つてのみ行はれるものとし、今日、 の區分とい ふ有様であるが、 織の各種の手段は寧ろ彼等にとつてみれば不秩序であつたのである。 ふか 如き觀念はなかつたのであり、 共和國時代に於てのローマ人にとつては、 彼等は彼等自身の立場に從つて十分に秩序的であり、 海軍建設計畫案を議すれば明日は刑事法案を通 かゝる立法職能に於ける混同は、 例へば、 すべての立法は上院及び下 堪 えがたい混働と 過 現代 するとい <u>ි</u> 如

古代のこの國家形態は職能の著しい混亂のようにみえるが、しかし乍ら、

古代に於ては秩序とか或は眞の職能

ž

法はトリビユータで行はれるといふ區別を持つてゐた。 つたので、彼等はこの立法に於ける二つの種類は別個の立法體即ち『公』の立法はセンチュリー か見えなかつた筈である。 Ħ ーマ人にとつては、前例に依る最初の議案は『公』であり、 後者のは 「私」 『私』 の立 であ

場合に憲法問題が大審院に對し提起された場合にのみ有效であるに過ぎない。 離 法 判所であり憲法解釋の最高裁決者であるが、何等の發案權をも有してゐない。 執行することであり、 のために、 の職能は法を再現することであり、 近代に於てかくの如き區別が認められなくなつた理由をみるに、 能と司 近代の司法府は古代に於けるように發案權を有しないのである。 法職能との分離が認められるに至つたからである。 この故に、 警察權は執行權に附着したものであつて司法職能に附着しないも 法の規定に從つて決定をなすことである。この執行職能と司法職能との分 司法、 それは古代人に於ては知られなかつた職能即 執行職能はその文字の示すように法を 米國憲法に於て、 その憲法上の解釋權は唯工具體 大審院は最高裁 のである。 司 的

能は、 能は、 制 て参畫職能がい をなす場合に、 あつて、 限 的發議の場合に於ても亦何をなすべきかの行動の選擇權があるものであつて、 司 立法職能であつて目的を決定するの職能であり、 目的を達成する爲に作用するの職能であり、 政府の三つの職能即ち立法、 法 職 能であつて、 参**畫**職能はより明白な形態に於てあらはれるのである。 かに作用するかをみることは必要である。 全然發議權はなく唯ゝ審決をなすの職能のみを有してゐる。 執行及び司法はその順序に應じて發議權の問題に對立してゐる。 立法に依つて課された制限に服するものである。 從つて發議權を有してゐる。 眞の發議權のある場合に於ては、 U かるに、 司法職能の場合に於てはこれ かくの如き行動に關して助言 第二の職能は、 この第三の司法職能に於 假令執行 執行職 府に於ける 第一の職 第三の職 能

と異つた形態を以てあらはれる。

即ち

法廷の職能は法律と證據とに一致した判決をなすことに依つて政

(府の目

般

組

決を宣告するのは疑ひもなく命令的職能である。 職務を果たすものであり、 るにしても、 するのは證據人であるが、 的を遂行するに止つてゐる。 と 證據 との間 組 - 緻體に命令又は參畫の原則がある限り常に必ずあらはれるものである。 の區別は、 裁判官は特に下級の法廷に於ては命令的參畫的職能を果たすものである。 それは報告的参畫職務を果たすものであり、 直ちに二つの参畫職能即ち助言と報告とを示すものである。 そこで、 法廷に於ける参畫職能は法律上の型のうちにあらはれ 要するに、 命令と参畫とは組織體に於て異つた名稱、 反對の辯護士が抗辯するのは助言的參畫 法廷に於て證據を提出 ねばならない。 裁判官が判 形態をと 即ち

٤, つの これ その二つは、 職能即 に依 ち決定的 つてみれば、 参畫職能は假令變形するにしても亦同じく

一般的であること、 適用 一般國家叉は政府組織を通じて、 的 判定的職能は、 その 如何なる形態をとるに拘らず、 一つの事質があらは n これである。 てゐる。 常に識別 その一つは、 3 ħ 普通 的で 組織 の三

てゐ 通じてみるに、生産と配給との經濟上の法及びその發展過程は政府の政治的複雜さを招き、 న<u>్</u> かゝ るに、 國 の異るに從ひ、 近代の國家又は政 叉時代の異るに伴ひ、 府組織をみるに、 人は政府を組織しそのよい生活を求めんとしてゐるが、 それは政治的、 經濟的問題を考へずには理解 且その非常な變化を し難 いものを持つ 歴史を

變化と動揺とは、 には先づ新指導者を創り、 特異の現象を以て示されてゐる。 以て組織原則に從つた政府を組織しようと試みるのが通例であることである。 その顯著な點は、 統制力のある集團が權力を握ると、 これ 具體 齎してゐる。

その複雑と變化とは、

一國の領域内に於てみられるもの以上に甚だしいものはないが、

この

非常な

を前

求 至つたが、 實際に就いてみるも、 これらの經濟的變化 第十九世紀の中葉以後産業上の一大變革が生すると、 からくる政治的新現象は世界を通じて敷時代に及んであらはれた。 實に、 政治家も一大進出して權威を握るに 西洋の歴史は、 **空腹は政治上** よい衣食住

の變化の

府が 於ては、 あることを知らねばならない。 みに配給することは高い生活標準を作出するものである。 於ては消費者の利益 經濟的集團も自らの利益を確保するために國民の全經濟的發展に矛盾するが如き手段をとらぬこと勿論である。 て政府は、 ゐるために、 國 内秩序を確保し、
 かくの 國家の主たる目的は、 この目的を達成するために種々の政策を工案する。これを理想的な經濟國家に就てみれば、 國防は最も主要な問題である。 いかなる經濟集團も他と争ふに際しては公明であることを必要とするからである。 如き職能の擴大を制限し通常の職能を完遂することに依つて、産業に對し重稅を課することを防 も亦充分に考へられるであらう。 外敵に備へるとい 價値 國防、 のない生産品を以て利益を得るが如きは排除され 國內秩序及び生活標準の向上にある。 ふ自然の職能を持つは云ふを俟たないが、 國家的安泰が得られた後、始めて衣食住の問題が緊切となり、 消費者のために資材を生産し變形し、これらの生産 消費者の利益を損するものは産業の利益を害ふもので 世界を通じて政治的狀勢が亂されて U なければならない。 かし、 西歐 叉 Ø 經濟國家に 經濟國家に 叉 品を巧 かなる 政

止

せんとしたのである。

般

組

目的等はその形態

政 研 宪 第十二卷 第一時

法

元より、すべての政府が世界を通じて均しい形態を持ち得ないが、その一般的構造、原則、

經濟的重壓の程度如何に懸る如くである。軍事的又は經濟的危局は國家をして極度の連衡(又は統合)の方向に 人 に Ø 進ましめる如くである。從來の革命又は革新を通じてその最も重大な結果はこの連衡(又は統合)の實現に於け 皮肉なことであるが、連衡 旣に古代の政府組織に於てこれをみる處である。近代國家の政府組織が古代の政府組織を模倣することは極めて 府に於ては高度の連衡主義をとるのが通例であるが、 如何に拘らず、 社會、 程度の差こそあれ、 國家生活に對する統制が政府の手中に入りつゝあることを示すものである。 てあれ、連衡的(統合的)になりつゝあるが如くである。卽ち連衡型をとりつゝあることは、個類似したものを持つてゐる。そこで多くの國家に於ての最近の具體的國家又は政府組織をみる (又は統合)の程度は、 國民に負はされた外部からくる軍事的重壓と、內部からくる かくの如く政府の統制權力が無制限的に强 特に新興國家又はその政 化され たのは、

府と個人的自由との間の合理的なよい協調をなして以て暴政に對抗するものとしてゐるが、 が、 Ę それと同時に、 vれと同時に、出來る限り廣い個人的自由が欲求されてゐた。いかにして、これを達成するやと云へば、第近代の國家は强力でなければその秩序を保持するを得ないが故に、いづれも强力な政府が要望されてゐる 政府の活動に對しより有效に組織原則を適用すること、第二に、人民の立憲的道德を維持すること、 この ために特に米國に於ては二大政黨主義が考へられた。 米國に於ては、この二大政黨主義が これに反し、 强 他の國 一力な政

る變化であつたことを歴史が示してゐる。

家に於ては多數黨分立又は一國一黨の狀勢をとるものがある。 n な反對黨を失ふことに依つて、 は人民にとつて不幸であると考へられてゐる。 一黨支配に內在する危險を示し、 フラン スがその適例である。 ロシアがそれである。 多數黨主義は餘りに民衆主義的であり、 國策をして一方的に極端なものたらしめ、 これに對し、 國 黨主義は健全 從つてそ その

であると考へられてゐる。 黨主義は、 偏在した國策を適正に引き直すことを困難ならしめてゐる。 かくの如き場合に强力にして有效な均衡をとらしめ、所謂極端派に對してこれを防止することが容易 しかし、 米國に於ては二大政

織との 勿論であるが、 生活程度を保障するにしても、 のが望まし て 强力な政府と個 ţ うれ 對外的軍事的重壓、 しいと云はれてゐる。 かを選擇しなければならないが、 これと共に、 人的自由とを實現するには、 一方、 對內的經濟的重壓が加はると、 强度の連衡型を實現するならば寧ろ低い生活程度が求められ、 特に米國に於ては、 共產主義、 社會主義、 戦時の場合に於ては前者をとり、
 强度の連衡 强度の連衡型は極端に排撃され、 フアツシズムの活躍が著しく擡頭した。 政府は人民に對し多くの負擔を課するに至ることは (叉は統合) 組織と中庸を得た連衡 常時の場合に於ては後者をとる 假令、 强度の連衡型が高 自らの固有 (叉は統合) この間に處し の私 組 經

ţ 極めて最近に於ての國際間の狀勢は國家自らの力を常に主張し確保し得るの强力な組織體を必要ならしめる かくの如き欲求は、 内外の軍事的、 經濟的重壓が擴大されると共に消散しなければならない。 ép

般

粗

論

濟的生活の自由が望まれてゐる。

.

六八

に至つた。所謂國防國家の具現がこれである。

この場合に於て論すべき點は、特に一般組織論の立場からみた國防國家である。卽ち、 國防國家がいかなる國家であるかに就いては旣にこれを論じた所であるが故に、今こゝには論じない。たと、② 國防國家に於て前述した

組織原則はいかに適用されてゐるかと云ふことである。

孝一念の實踐をなし得るからである。こゝに於て、 必要とするの國家なるが故に、 るならば國防國家の建設は絕對に不可能である。 その所屬の人々が或は階級的に或は職能的に或は政黨的に或は民族的に分裂し、 體主義は先づ億兆が同位的態勢にあることを前提としてゐる。億兆が同位的態勢にあり得ることは、 の適用を誤つたものと云ふことが出來よう。 即ち 國防國家と同位原則との關係に就てみるに、 すべての者をして同位的立場にあらしめることが國防國家建設の前提である。 國家に所屬するすべての者は先づすべて共同的、 しかるに、我が國は億兆一心の態勢を整へてゐる。 例へば、 我が國は理論的に且實踐的に一體主義が實現され、 國防國家はその總力をあげて國防的態勢を整へることを 敗戰國フランスの如きは實にこの同位原則の國家組織 相互の間に於て對立、 同位的、 協力的立場に立たねば 國防國家に於て 億兆一心卽ち 同位原則 億兆が忠 抗争をみ

なるが故に、 國防國家と階梯原則との關係に就てみるに、 國家の指揮命令の系統が整備、 確保されなければならない。 國防國家は國家の防禦力と共に攻撃力を完備する 即ち上部の命令は直ちに下部へ傳達さ の國家

の確立に依つて國防國家が建設され得るのである。

にその攻撃力及び防禦力を整備することが出來るのである。例へば、敗戰國フランスの如きはこの階梯原則 る態勢を整へるためには、 ると共に、 反對に下部の情勢は直ちに上部へ進達され、 國家はいかなる場合に於ても自らの力を主張し得ないものと云はなければならない。 先づ階梯原則が確立されなければならない。 上下の間が常に一體的結合さにある事を必要とする。 階梯原則の確立に依つてのみ國家はこゝ 國 の適

n

から 國は階梯原則 國防國家を職能原則との關係に就いてみるに、 の適用 の點から云へば、 最も典型的な國防國家と云ふことが出來る。 國防國家に於ては、 國家組 織 の三つの職能即ち立法、

御下に一切が階梯連鎖をなして以て整備結合され、

用を全然忘れたものと云ふことが出來よう。しかるに、我が國は統治權者として一天萬乘の天皇を奉ぐ、天皇

その間に何等の間隙をみいだし得ない。

この意味に於て、

我

Ø

0

能 ある。 執行、 カ> の合理的、 適正化即ちあらゆる職能に於て資源的總動員を前提としなければならない。 率を擧 つたならば、 の總動員を意味してゐるが、人的資源の總動員は量的に又質的に最もよく實行されなければならないことで 即ち 司法の三職能を統合し發展せしめることが必要であるが、 げ得る 能率的な發見、 人口數の增加、人的素質の向上、體位增進等が完遂されることを必要とするが、同時に各人の職能 かは國家の總力態勢を完遂するに基本的な問題である。 國家の攻擊力及び防禦力は何等の價値を持ち得ない。 附與、育成が企てられなければならない。各人がいかなる職能に適合し、 具體的に國防國家の目的を達成するに 特に、國防國家は極めて多彩の職能を必要 各人がその合理的、 それは卽ち物的資源 能率的職能に就 のみでなく人的 叉 は職 しっ かな

六九

般

組

織

ある。 欠であると云はなければならない。 畃 し Ę 職能をして各人の欲するまゝに選擇せしめ、 の點に就いて我が國に於ては、 とするが故に、 かし乍ら、 それく一の分野に於て使用し得るといふ形態を示し、又、文武の職能もそれく一特異の形態をとつてゐるが 能率的職能を發見、 國家總員の職能の測定は必ずしも完全に行はれてゐない。この點から云へば、各人にそれん~合理 敗戰國フランスの如きは、この職能原則の過度の適用を敢てしたものと云ふことが出來よう。こ この多彩の職能を效果的ならしめるためには、各人に對する職能測定が必要である。 附與、 組織體に於ける三つの職能即ち立法、行政及び司法の職能が大權に歸一し、しか 育成し、 それとの職域を適格ならしめることは、 職能の自由主義化を許したならば、 到底國防國家の建設は不可能で 國防國家の建設のために不可 かし乍ら

が所謂ヴィエ 從つて、この意味に於ての國防國家は所謂防禦のみに專念する國家、相手國に對し脅威を與へざる國家とは全然 私見に依る國防國家は防禦力と共に攻擊力を併せ有し、 力のみを云ふならば、 國防國家の建設は今やあらゆる國家に於ての當面の課題となつてゐる。が、この場合に於ての國防國家の國防 ታ _ 條約に基づく獨逸の國防軍 (Wehrmacht) に於けるが如き國防 (Wehr) を意味し、 かくの如き國防國家は私見に依る國防國家と根本的に異るものである。旣に述べたように 如何なる場合に於ても自らの力を主張し得る國家である。

異るものである。

世界の第二流的又は第三流的存在の國家は、或はかくの如き消極的意義に於ての國防國家を必要とするかも知

t O

所の軍事國家 0 n 國防國家である。 U かし乍ら、 (Militärstaat) でなければならない。旣に述べたように、 我が國に於て必要とする國防國家はかくの如き消極的國防國家でなくして積極的意義に於て 國の總力を擧げて自らの力を貫徹し得る所の即ち一 切の力を軍事的目的のために集中し得る わが國がこの意義に於ての國防國家たる

多くの形態をみるを得るが、

旣に述べたように、

その主たるもの

ためには同位原則及び階梯原則と均しい程度に職能原則の適用を計らなければならない。

には軍隊、宗教團體、産業團體等がある。

國家及び政府を除く他の組織體に就いては、

の點にある。 云へば、 軍隊組織に於て最も特色とするのは、軍隊組織の目的如何の問題ではなくして、その目的から生する處の能率 軍隊組織に於ける階梯原則の徹底である。軍隊組織に於ては最も嚴格な上下の指揮系統を確保すること 軍隊の能率を確保するには、 軍隊の規律、即ち軍隊の指導精神が基礎をなすが、これを組織論的に

の下に行動することを本旨とするが故に、 多彩な活動をなすここに於てその多彩の職能の存在を認めなければならない。 軍隊活動の目的達成を可能ならしめるための企劃が豫め工夫されるこ 殊に、 軍隊組織は上官の指揮命令 を必要とするが、

これがためには、

前述した階梯原則を確立しなければならない。これと共に、

軍隊組

はその

て所謂参謀本部 制 この點に於て軍隊組織に於ては參畫職能が發達し又育成されなければならない。 のある所以は軍隊組織に於ける職能原則殊に参畫原則の適用の故であると云はなければならな 軍隊組

般

組

織

的態勢をとることが絕對的である。 しかし乍ら、 軍隊は全組織が一元的に共同構造を確保することを必要とし、このためには軍隊の各員が同位 この點に於て軍隊組織に於ける同位原則の適用は常に基本的なものである。

的條件と云ふことが出來よう。

これらの點からみるも、

軍隊組織に於ては、

階梯、

同位及び職能の三原則が適格に適用されることを以て根本

則 n る。 らない。 目 は極めて特殊な形態をとつてゐるが、 の職能を區劃し、 的を異にしてゐるが、 宗教團體組織に於ても亦產業團體組織に於ても同樣なことを考へることが出來る。 宗教團體に於ては教義の下達遵奉は絕對的であり、この點に於て階梯原則の適用は完全でありい。この點に於て三原則が最もよく適用され從つて組織體としてみるべき形態をとるものは、 以て教義の宣布並に組織の活動を計ることに於て職能原則の適用は巧緻である。 それ (の目的達成のためには、 それは教主並びに教義に對する宗門從屬者の同位的態勢の點からこれを この點に於て階梯原則の適用は完全であり、 組織體に於ける三原則の適格な適用を計らなけれ これらの国體はそれ 宗教團體であ 唯、同 叉 それぞ 60 位原 ばな

みることが出來よう。

る。 原則に劣らない程度に同位原則が適用されてゐることを知らなければならない。 務に從事する 從つて、 産業團體に於ても亦三原則の適用をみることが出來よう。の この一般勞務者に對する同位原則の適用は一般勞務者自身の橫斷的結成を計るためには絕對的條件 般勞務者は同位的意識とその態勢とのうちにあつて、 しかし、 その同 この場合に於ては、 .僚的結合を企てることを以て常とす 産業團體に於て現實的に産業 階梯原則及び職能

して直に上長又は上長の下の参畫部へ上達せしめるの階梯連鎖を鞏固ならしめねばならない。 らない。 この故に、 であるが、 即ち 特に、 しかし、この同位原則のみを以てしては、 上下の連絡を緊密にし、以て、上長の指揮をして直に下部へ傳達滲透せしめ、 産業團體への同位原則の適用のためには、 全産業組織體存立の完全な目的を達成し得ざる虞を生する。 同時に强力な階梯原則の適用が豫定されなけれ この理由に依つて 叉 下部の事情を ばな

我が國に於ても亦工場組織に對し所謂五人組制度を採用するの主張を聞くが、產業組織への五人組制度。

のみ産業團體への指導者組織の流入が考へられなければならないのである。

來るであらう。産業團體に於ての職能原則の適用に就いては殆ど云ふを要しない程度に必要である。特に、 即ち、工場組織への五人組制度は階梯原則と同位原則との交流點にのみ確立されて始めて效果的と云ふことが出 な参畫部を設置し、 あらずして、階梯連鎖の一連鎖として上下の連絡を緊密ならしめるための手段として考へられなければならない。 の流入は、獨り同位的態勢を整へ、一般勞務者の横斷的同志結合のための手段としてのみ考へられるべきものに その異れる産業職能に應じ参畫職能を發揮しなかつたならば、 全産業活動の沈滯と壊滅をみ 適切

⊕ Mooney, op. cit., p. 47.

るべきことは明白である。

- (2)美濃部博士「日本憲法」第一卷第一六三頁以下─第一七○頁、今中敎授「政治學」第一七九頁以下、尾高敎授 造論」第二三六頁以下
- Mooney, op. cit., p. 57.

般組

繈

- (4)Pfiffner, op. cit., p. 50. 拙稿「行政組織論」法政研究、第八卷第二號、特に第三八頁以下
- (5) (6)Mooney, op. cit., p. 73 Meissner und Kaisenberg, Staats und Verwaltungsrecht im Dritten Reich, 1935. S. 31. Mooney, op. cit., p. 57.
- (7)Headlam-Morley, the new democratic constitution of Euorpe. 1929, p. 175 Mooney, op. cit., p.
- (8) Headlam-Morley, op. cit., p. 89.; Mooney, op. cit., p. 81.
- (10)(9)**p.** 32, 美濃部博士「米國憲法の由來及び特質」第一六九頁以下、 Lodge H. C., the democracy of the constitution. 1915. Dicey, Introduction to the study of the law of the constitution. 1920. p. 121. Headlam-Morley, op. cit., p. 8.
- (11)ある。この點 Mooney, op. cit., p. 86. 上杉愼吉博士『國家新論』第八二頁以下 み、真の人民主權説は發生すると云はなければならない。元より我が國に於ける人民觀とは雲泥の差ありと云ふべきで かゝる見解はその儘に歐米の人民主權說を裏書きするものである。人民を以て最も道徳的であるとみることに依つての
- Headlam-Morley, op. cit., p. 27. Mirkine-Guetzevitch, Les constitution de l'europe nouvelle. 1928. p. 8.
- (15) (14) (13) Mooney, op. cit., p. 95
- 國家の目的に就ては、②参照。Mooney, op. cit., p. 95 今中教授「政治學說史」第四七五頁以下

Smend, Verfassung und Verfassungsreht. 1928. S. 18. White, op. cit., p. 103.

- 連衡型が何故に採用されるに至つたかに就ては、拙稿、前掲第三八頁以下、そこでは連衡型が英米の兩國に採用された 經緯を明かにし、財政上の理由からであると說明してゐる。尙この點に就ては、Mooney, op. cit., p. 97
- cit., p. 35. Stimson F. J., the american constitution as it protects private rights. 1923. p. 94. Mirkine-Guetzevitch, op. Schmitt C., Verfassungslehre, 1928, S. 126,

(18)

- (19)Mooney, op. cit., p.
- (20)Mirkine-Guetzevitch, op. cit., p. 20. la démocratie parlementaire. 1932, p. 45. Dendias M., Le renforcement des pouvoirs du chef de l'état dans Röder H., Parteistaat in Deutschland. 1930. S.
- Mooney, op. cit., p. 101

Meissner und Kaisenberg, a. a. O. S. 31.

(23)

今中教授「國防國家の概念・政策・構造」法政研究第一一卷第二號第八七頁以下

- (24) 拙稿 「國防國家に於ける行政組織」法政研究第一一卷第二號第一三七頁以下
- (25)Der Militairstaat, 1859. S. 46. Mooney, op. cit., p. 125.
- (26)Mooney, op. cit., p. 102
- Anderson and Schwenning, the science of production organisation, 1938. p. 128; Bieligk, a. a. O. S., 83
- 工場事業場に於ける産業報國會組織整備要綱(くろがね、昭和十六年十一月十一日)

五

らない。元より、 の孰れか一つ又は二つが特に適用される場合があるであらう。 つて組織體の活動、 般組織論の立場からみれば、 組織體の種類、 運用に差異を生すものである。 構造、 すべての組織體に於ては、同位、 强度に應じて、この三原則が均しく適用されるか、若くは三原則のうち 唯ゝいづれの場合に於ても、 その場合に於ては、 階梯及び職能の三原則が適用されなければな 三原則が共に適用されなければ 適用された三原則の 如何に依

般

組

織

於てはこの三原則を如何に適用するかが最も緊要な問題であると云はなければならない。 ならないことは確實である。 組織體をして必要の活動を運用が不可能であらうことは想像されるのである。從つて、組織體のうちに 三原則のうちの一つ又は二つのみを適用して、他の二つ又は一つを適用しなかつた

ばならない。元より、この場合に於ても亦如何によい國家組織を構築するかに就いては一般組織に於ける三原則 定的職能 家組織を構築するかに就いては決定、適用、判定の三職能をいかに採用するかが具體的問題となると云はなけれ を强化する時はそこに執行權優位卽ち獨裁主義の國家組織を現出するに至るのである。 たる立法職能を强化する時はそこに立法權優位即ち議會至上主義の國家組織を現出し、 心であつた許りでなく、 同位 階梯及び職能原則のうち、 適用的職能及び判定的職能は所謂立法職能、 實際に於ても亦最も大きい問題を持ち又持ちつゝある職能である。 從來最もよく論ぜられた原則は職能原則であつた。 執行職能及び裁判(又は司法) 從つて、 職能として最も論議 殊に職能原則に於ける決 適用的職能たる執行 例へば、 如何に理 決定的職能 一想的國 職能 の中

横斷的結合と質的緊着とを具現し得て以て、 組織體のうちにあつては最も重要な意義を持つものである。 宗教團體組織に於て採り上げられたが、 原 則のうち從來比較的に輕視された原則が同位及び階梯原則である。 同位原則に就いては殆ど問題となつてゐない。 組織體に於ける共同的部面を擴大强化し得るからである。 何となれば、 同位原則の完全な適用に依 階梯原則に就ては、 しかし乍ら、 前述したように、 b 同 國家組織 組 位. 織體 原 則は

Ø

即ち同位、

階梯及び職能の三原則の適用を前提としなければならない。

般組織論

れぞ、 面 に於いて特に下部組織の共同的部面を擴大强化することは現時の國防國家建設に缺くべからざることである。こ 「の擴大强化を計ることが必要であり、これが前提として、隣保組織に於ける同位原則の確立が必要であると云 我が國に於て、 國防國家建設のための下部組織たる隣保組織の構築、 運營のためには、先づその共同的部

はなければならない。しかし乍ら、この點に就ては、別の機會にこれを論じよう。 ならない。 めることが根本問題である。 現時、 國防國家建設には先づ組織體の完成がその基本條件である。組織なき國から組織ある國へ構築發展せし (福岡、 昭和十六年十一月七日朝) この點に於て、行政學的見地から組織論を檢討することは最も緊要なりと云はねば